

参議院文教委員会會議録第三号

平成五年三月二十六日(金曜日)
午後二時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員
文部大臣

文部大臣 森山 眞弓君
文部大臣官房長 吉田 茂君
文部大臣官房総務課長 岡村 豊君
文部大臣官房会計課長 佐々木正峰君
文部省生涯学習局長 前畑 安宏君
文部省初等中等教育局長 野崎 弘君

松浦 功君
木宮 和彦君
田沢 智治君
森 暢子君
山下 栄一君
井上 裕君
小野 清子君
清水嘉与子君
世耕 政隆君
柳川 覺治君
上山 和人君
國弘 正雄君
肥田美代子君
山本 正和君
刈田 貞子君
江本 孟紀君
乾 晴美君
小林 正君

説明員

事務局側

文部省教育助成局長 井上 孝美君
文部省高等教育局長 遠山 敦子君
文部省高等教育局私学部長 中林 勝男君
文部省学術国際局長 長谷川善一君
文部省体育局長 奥田與志清君
常任委員会専門員 菊池 守君

外務省国際連合局社会協力課長 隈丸 優次君
外務省国際連合局人権難民課長 吉澤 裕君
国税庁課税部長 濱田 明正君
厚生省薬務局企画課長 矢野 朝水君

本日の会議に付した案件

○平成五年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成五年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成五年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
(文部省所管)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦功君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

去る三月二十三日、予算委員会から、三月二十六日の午後、平成五年度一般会計予算、同特別会

計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

予算の説明につきましては既に聴取いたしておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森暢子君 第六十五回の選抜高校野球大会での大臣のごあいさつ、始球式を見せていただきました。本当にお疲れさまでございました。

実は私も、数年前になりますが、始球式ではないんですが、夏の高校野球大会にプラスバンドを引率して参加したことがございます。ちょうど岡山県の代表となった高校がプラスバンドの組織がなかったんですね。その学校の隣にありました私が勤めておりました学校が応援ということで、友情出演ということで、バス二台に乗りまして甲子園まで駆けつけたことがございます。大臣もお感じになったと思いますが、甲子園の球場に一歩足を踏み入れますと独特の雰囲気があります。もうすべてを圧倒される何物かがあるんですね。その何物は何だろうかというふうに思っていますけれども、独特の雰囲気でございます。お疲れさまでございました。

きょうは、子供の権利条約の内容もそうです。が、批准後の今後の課題の方へ少し話を持っていきたく思います。

条約の批准と文部省の姿勢についてなんです。が、文部省を含め政府は、条約批准に際しては国内法の改正は必要ない、例えば憲法とか教育基本法とか児童福祉法、少年法、そういうものについて子供の権利は保障されている、そういう法律もあるということと改正の必要はないということなんです。

そこで、国内法を何も改正しないで批准はできると思います、できると思うんですか、それ

のハードルは越えられると思うんですね。しかし、その後問題があると思うんです。批准をしたならば、条約に基づきその施策の推進とか改善を図る必要がこれからの課題として出てくると思います。

そういうことに対して文部省は、何回も聞かせていただいたかも知れませんが、条約に対する評価、また将来に向かってその趣旨をどのように生かしていくのか、そういう今後の展望ですね、そういうものをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生御指摘のように、条約の批准について、そのために国内法を改正するとか施策を変更するというような必要はすぐにはございません。直接的にはございません。しかし、条約の批准をするかしないかは別に、子供たちのよりよい育成を目標として教育をよりよくしていくということは常に私たち自身が努力していかなければいけないことであるというふうに考えております。

そのような考え方に立ちまして、これから教育施策の充実を努力していきたいと思っております。

○森暢子君 御存じのように、日本の国内の子供の権利の侵害というのは今毎日のように新聞にいろいろ問題が出ております。体罰の問題、校則の問題、それから親などによる虐待、そういうことを初めとした子供の権利の侵害のいろんな事件が数多く発生しているのも事実であります。

ですから、この条約が日本にとってどういう意義があるかということの一つとしては、やはりこの条約に照らして日本の子供をめぐる国内法とか制度とか運用とかそういうことについて検討して、条約の批准を機会に検討し直して、改善するべきはしていくというのが今後の大きな課題であるというふうに思っております。

たんですけれども、そうではなくて権利の主体者として、表現とか思想とか集会の自由などの市民権の権利とか意見表明権とかそういうのが出てまいりますので、それを意識の上でも実態上でも子供が権利の主体者として扱われるようにこれから取り組んでいく、これは大変重大な、そして大きな課題ではないか、このように思っております。

そこで、この権利条約の中身の問題です、その広報の義務というのが第四十二条に課せられているわけですね。政府全体としては、これは外務省にお聞きしますが、どのようにこの権利条約の中身を広報活動していくのか、また予算が必要であるが、どのようにそれを措置していこうとするのか。また、学校における広報活動について文部省はどういうふうな考えや予定で、予算措置をどうするのか、そういうことについてお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(吉澤裕君) この児童の権利に関する条約につきましては国会の御承認をいただき締結いたしました際には、外務省といたしましては関係省庁と協力いたしまして、この条約の内容、考え方を関係方面に幅広く広報してまいりたいと考えております。

具体的には、既に政府の広報紙等においてこの条約の精神や内容について紹介や普及に努めてきたところでございますが、締結した際には、児童に対する広報も含めまして、文部省等とも緊密に協力させていただきつつ、いろいろなメディアや講演会などを通じて必要かつ適切な広報を行ってまいりたいと考えております。

ただいま予算措置についての御質問がございましたけれども、政府といたしましては、この条約の広報については既存の広報予算の枠内で適切に対処していけるのではないかと、このように考えておりました。広報も含めましてこの条約を実施するために新たな予算措置を講じる必要は必ずしもないのではないかと、このように考えております。

○政府委員(長谷川善一君) この条約の中には、

当然のことながら教育に関して重要な規定が多く盛り込まれておられるわけでございます。これらが学校における教育活動などにも深くかかわるものでございまして、条約が批准された時点で文部省といたしまして、例えば学校関係者に対する指導通知の発出あるいは広報紙などによる広報など、今外務省の方から述べられましたように、関係省庁とも連絡しながら積極的に条約の趣旨、内容について周知を図っていきたいというぐあいに考えております。

○森嶋子君 外務省と文部省からお聞きして、今の枠内で特別に予算をとらなくてもできるというふうな御返事でございました。しかし、スウェーデンでは子供の権利条約の批准を一九九〇年の六月にもう済ませ、そして政府は七億円の予算で三種の子供向けの普及パンフレットをつくりまして、条約の重要性を知ってもらうためにすべての子供に配付した、このように伝えられているわけですね。

子供たちは、自分たちにはどういう権利があるかというのを教えられなければならぬはずはございません。ですから、どういう権利があるかというところを知って初めてそこをいろいろな活動や、自分たちがその中で成長していくわけでありまして、そういうものをやはり教えていかなければいけない。

けさ私は選抜高校野球大会を見ていただきました。新しい大会の歌ができてまして「今ありて」、谷村新司さんの曲ですね。そういう中に入場式で子供たちがもうたくましく成長して入ってまいりました。りんとした表情で堂々と若者たちが入場してきた。この子供たちは十六歳から十八歳ですね。そして、彼らを児童と呼べるか、こう思ってしまうのであります。つまり、若者といっても子供ですが、これを児童が堂々と入ってきた、これもちよっとおかしいなと思ひながら見たわけでありまして。

ですから、中学生とか高校生は、児童の権利条約となつてしまつては自分たちには関係ないん

だ、無関心なのだということ十八歳を過ぎてしまふかも知れない、こういうことを感じたわけでありまして。ですから、いかにこの広報活動というのが大事なのか、自分たちの権利をまず知ることが大事なんではないかというふうに思っております。

じゃ、続きまして意見表明権なんです、十二条に、子供の意見は、その子供の「年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。」、こういうふうに政府は訳しております。しかし、子供の意見は年齢やその成熟度に従つて相応に考慮されるもの、こういう訳は何か漫然としてわかりにくくて、そして消極的な印象があるわけですね。その本当の意味するところは、正当に重視する、こういうことですか、ちよっとお聞きしたいと思ひます。

○説明員(吉澤裕君) 御指摘の条約の第十二条でございましてけれども、この政府の訳で「年齢及び成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。」というところは、英語で申しますと「given due weight in accordance with the age and maturity of the child」と、こういうふうになつておりました。年齢及び成熟度に従つて、それにふさわしい形で考慮される、こういう意味と考えられますので、「相応に考慮される」というふうに訳した次第でございまして。

○森嶋子君 これは正当に重視すると訳されるべきだと思ひますね。こういうばやつとした訳し方では、守るうにもどういうふうな考えていったらいいかわからないし、また文部省は学校現場の中でこの意見表明権を確保していかなくちゃいけないですね、子供たちの。

じゃ、その子供たちの意見を尊重する施策とか指導、これを今後学校の中でどのようにしていくかということについて文部省をお願いいたします。

○政府委員(野崎弘君) 今、外務省の方からお話がございましたように、児童の意見を相応に考慮するということなわけでございまして、その具体的な結果としてその意見が反映されないという場

合もあるわけでございしますが、やはりこの趣旨は児童というものを人格を持った一人の人間として尊重していこうという、こういう条約の全体の精神があるわけでございまして、その趣旨を踏まえて適切な教育指導が行われるように考えていきたい、このように思っているわけでございまして。

○森嶋子君 これは条約を批准した後の大変いろいろな重い課題ではないかというふうに思ひます。ですから、この意見表明権についてはこれからこの委員会の中でもいろいろ問題が出てくるのではないかと、こういうことが考えられます。また、その訳し方の問題で、二十八条の(b)に中等教育の無償の問題があります。

その中の、よく話題になつたと思ひますが、*secondary*を「例えば」と、こういうふうにしてありまして、「例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」、こういうふうになつておられるわけでありまして。

それで、これは政府は例示であるからということとてここを通り抜けていかれますし、前も質問したときには、高等教育を無償化するには膨大な財政負担が予想される。それはわかります。今のところ適切でないと考えている。こういう回答がございました。しかし、例示であるからといってそのままにしておいていいという問題ではないと思ひますね。「例えば」というふうな訳されたのなら、やはりその例示の意味というものを考えて、今後どのようにしていくかということが必要であるというふうに思ひます。

関係のある国内法には、学校教育法とか義務教育費国庫負担法、それから教科書無償法及び無償措置法などあつて、いずれもこの条約に明確に抵触する規定はないですね。法律上はそれでいいとしまししょう。しかし、現実には義務教育の小学校の無償というのは、授業料を取らないこと、それから教科書が無償で配付される、もうこれだけに限られているんですね。給食費であるとか学級費、部活動、たくさんかかるんですよ。いろいろ

なトレーニングウェアをつくるとか、野球でもミットとかプラスバンドでも自分の好みの楽器を買とか、そういうふうになくさんの部活動費。各種学校行事、遠足とか修学旅行とか、それから進学指導の関連費。父母負担が大変大きいということとは、もう皆さん御存じだと思うんですね。その中で日本の高校進学率は九五・六%ですか、そういうふうには大変高い。

そういう中で、これをただ「例えば」で済ましていい問題かどうかということについて、今後この「例えば」から後、この重い課題をどういうふうになさっていくかお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、おっしゃいますように、条約第二十八条の第一項(b)の規定は、中等教育の発展を奨励して、すべての子供に対して利用可能であり、かつ機会が与えられるようにするために、締結国がその裁量によりとるべき措置の例示といたしまして高校教育の無償化導入を示しているものでございまして、無償教育の導入自体を義務化しているというふうには解釈されないでございします。

先ほど先生御自身がおっしゃいましたように、政府といたしましては非常に大きな、仮に高校教育を無償化するということにいたしますと大変膨大な財政負担の増加というまた別の意味の深刻な問題に達着いたしますので、そのようなことをいたしますのは無理ではないかというふうに考えているところでございます。

高等学校におきまして教育につきましては、必要な場合における財政的な援助をいたしまして、育英奨学とかあるいは就学奨励など、就学が困難な者に対する経済的な援助を逐次拡大しております。来年度の予算におきましてもその増額をお願いしているところでございますし、私立学校の就学上の経済負担の軽減のための私学助成も大変皆さんからの要望が強いわけでございまして、この点も財政が非常に厳しい中で御理解をいただきたいということをお願いしている状況でございます。

これらの措置によりまして、この規定の趣旨とする中等教育の機会の確保のための適切な措置をとっているというわけでございまして、今後ともこれらの方策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○森嶋子君 それはよくわかるのでございします。ただ、世界の一、二を競う日本の教育、そして就学率ですね。これが有償制のまま、例えば高等学校、大学が発展してきたわけです。すなわちその陰には多くの父母の多額の教育費負担に支えられていたということも事実であると思うわけですね。ですから、高い進学率だ、日本はもうすばらしいんだということでも国が涼しい顔をしたり、外国に向かってそれを自慢できる問題かどうかというところも言えるのではないかと思います。

そういうことで、本条約の第二十八条の趣旨に従って、例示であるとしても今後の方向を示した規定ではないか、こういうふうな受けとめまして、例えば高校無償制としてとりあえず無月謝制とか、またとりあえず教科書だけは無料制を実現するとか、そういうことはいかがでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 先生御存じのように、中学校の義務教育につきましては、義務教育無償制というのは授業料の無償であるということ、教科書はその義務教育の無償の精神を発展的に考えたものと、こういうことなわけでございますが、高等学校はそういうことで現在義務教育になつていないわけでございます。今大臣が答えありましたように、教科書あるいは授業料ということは無償化するにつかましても膨大な財政負担を伴うことは適当でない、このように考えているわけでございます。

○森嶋子君 それでは、またそれは次の課題といいたしましょう。

次に、この条約の四十四条の子供の権利条約批准後のフォローアップについてちよっとお聞きしたいんですが、四十四条に、この条約が効力を生

ずるときから二年以内、その後は五年ごとに、どのように子供の権利が守られているかということの子供の権利委員会に提出するということが規定されております。我が国におきましては報告書がどのような方法で作成されるのか。スウェーデンやエジプトでは民間団体の意見も聞いて報告書を作成するということが言われておりますし、子供の意見もその中に反映させるというふうになっております。

また、同じく四十四条の六には、子供の権利委員会に対する政府の報告を国内の人々が広く利用できるようにすること、こういうふうな規定されていますが、そのためにどのような措置をとられるおつもりですか、国民への公表に対して、その点についてお願いします。

○説明員(吉澤裕君) 御質問にございました、この条約の第四十四条に基づきます、この条約において認められます権利の実現のためにとった措置あるいはこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に關します報告、これは条約に入りましてから最初は二年以内に、その後は五年ごとに提出するわけでございますけれども、この報告に当たりますのは関係の行政機関相互間に緊密な連絡をとり合ひまして、政府の責任におきまして報告書を作成する、このようにならうかと考えております。

もちろん、その報告書作成に当たりまして政府に対していろいろな御意見が寄せられれば、それも当然受けとめながら政府の責任において報告書を作成すると、こういった形にならうかと考えております。

また、この報告書を作成いたしました児童の権利委員会の方に国連事務総長を通じて提出いたしました際には、当然一般の方々も御希望があれば入手し得るという形をとるように検討していきたいと考えております。

○森嶋子君 その辺が大変不安でございします。もともとこの子供の権利がどのように保障されているか、またどんな事件が起きたか、そして日

本がそれにどのように対処してきたか、今子供が置かれている状況がどんな状況にあるかということとを外務省がおまとめになって、そしてそれを国民全員によくわかるように広報し、ともに子供の問題を考えていくということが必要であると思ひます。

そこで、この批准後、子供の権利が保障されているかをだれがどこでモニターするかということが必要になってくると思うんですね。総合モニターシステムというのがないと、だれがどこで見ているかということなんです。例えば、従来のようにもう行政ごとに細分化されていると、子供にかかわることがあつちこつちに振り回されるわけですね。

例えば、私は先日、学校給食の問題で文部省に要請に行きたいからといってほしいということで行きました。いろいろと文部省の若い人が出てこられました対応されたんですが、食料品、米の安全性についてお願いいたしますとって話していたら、それは農水省の問題です、こう言われるんですね。それから、調理員の人たちの腰痛とか指曲がり病のことについて申しました。それは労働省ですと、こうおっしゃるんですね。それから、有害な食器とか器具、メラミンとかポリプロピレンですと、そのことでは言いましたら、それは厚生省ですと。ポストハーベスト、つまりいろんな食品のチェックですね。子供たちに安全なお米や食料品を提供してもらいたい、こう言いましたら、それは厚生省ですと、こうおっしゃるわけですね。

学校給食は教育の一環としてきちっと位置づけられている。それを話しに行つても、いやそれは文部省の管轄ではありません、農水省です、厚生省です、労働省です。こういう中で子供は学校給食を食べているわけですね。

そういうことがこの子供の権利についても言えると思うんですね。ですから、総合的に判断して、子供の権利がどこで侵害されているか、そしてどういうふうな保障されているかということをもニ

ターする機関、例えば子供の権利条約推進協議会とか、または子供の権利条約実施委員会とか、こういうものを設置するお考えはございませんでしょうか。文部省か外務省、どちらからお答え願いたいと思います。

○説明員（吉澤裕君） この条約につきまして国会の御承認をいただき締結いたしました後、政府といたしましては、先ほど先生からお話のありました義務の履行達成に關します進捗状況の審査のための報告書、この作成に当たりまして関係行政機関相互間の緊密な連絡によりまして国内の履行状況をチェック、フォローアップしていくことが出来るものと、このように考えている次第でございます。

○森嶋子君 できるものと考え次第でございますが、これは弱い。もつときちつと、私もはこういふふうにして子供の権利を保障していきますと、必ずやりますと。重要なことは条約なんですから、それを受けて私もはこうしていきますというかたい決意が欲しいと思いますね。保障されるものと思えます。もつときちつとやってください、その辺は。

それで、私がもう一つ提唱したいのは子供の権利オンブズマン制度ですね。こういうのはいかがでしょうか。例えば、海外の子供に対するオンブズマン制度で何か外務省資料はございますか。

○説明員（吉澤裕君） いわゆるオンブズマン制度につきまして、対応ぶりは各国により様ではございますが、例えばノルウェーの例をとりますと、ノルウェーにおきましては、この条約に加入いたしましたのは前の一九八一年に既に児童の福祉の増進のために児童に關連する法令の実施の監督とか情報提供を行うオンブズマン制度が設けられておりまして、この条約の締結に伴ってこの条約の国内的履行にかかわる問題も扱うようになったと、このように承知しております。

また、このほかデンマーク、オランダ等は行政一般についてのオンブズマン制度を有していると

承知しております。そのほかイギリス、スペインなどはこの条約の国内的履行をチェックするためのオンブズマンのようなものはないと、このように承知しております。

○森嶋子君 オンブズマン制度、これは外務省にお聞きしたらまとまった資料はないということ、今おっしゃったようなお返事があつたわけですね。

ノルウェーでは調査権限を持ったオンブズパーソンが任命されて条約実施に關する政策のチェックがなされていると聞いておりますし、ベルギーでもやはり権利に対する条約に關連していろいろと実施が予定されているし、オランダも一九九三年から、フランスは条約適用について政府の活動を調整する担当官が置かれ、子供の権利に關する三部会が開かれて条約の普及と意見の集約がなされている。そのほか、もう御存じのように、スウェーデンではすばらしい子供だけに限らないオンブズマン制度がございます。

そういうことについて日本もぜひ、子供たちの権利が保障されているかどうか第三者的な立場から厳しく調査し、そして意見が言えるそういう制度をつくらない限り、今もう御存じのように、子供たちの権利の侵害の現状はいっぱいあるわけですから、今後この批准後どうしていくのかということが大きな問題であらうかと思ひます。

それではもう一つ、子供のための世界サミットというのが開かれまして、そのフォローアップとして西暦二〇〇〇年に向けての国内行動計画というものが立てられておられると思いますが、ひとつ外務省、このことにつきまして少し御紹介をお願いしたいと思います。

○説明員（隈丸優次君） 委員御提起の国内行動計画でございますが、一九九〇年の九月に行われまして世界サミットに基づきまして、九一年の末の段階で国内行動計画ができて上がっております。

これは大別しますと二つのことが書かれておりまして、一つは各国の、日本で言いますれば日本の国内における児童をめぐる諸施策の観点と、も

う一つは開発途上国の児童の救済、福祉向上に対する我が国の国際的な貢献という二つでございます。

前者につきましては、この国内行動計画に基づきまして関係省庁におきましてそのフォローアップ、諸般の施策の充実に努力しているところでございます。後者の国際協力につきましては、教育、保健、人口等の各分野におきまして二国間の協力、またユニセフとかWHOを通じての多国間の協力、緊急援助の増進といったことを通じて国際協力を推進しているという状態でございます。

○森嶋子君 この国内行動計画も余り知られてないと思うんですね。皆さん御存じでしょうか。この国内行動計画を公表して、やはり広く国民に知られて、そして行動しようという姿勢を外務省も示していただいて、みんなが知ってやっていかなきゃいけない、このように思ひます。

私も、別の本なんですけど、その中にありますのを読ませていただきましたら、最後のところに、「国内行動計画のモニタリング及びレビュー」というところで、「今後の子供をめぐる状況の変化に対応するため、随時本件国内行動計画の見直しを行う。」と、こういうふうにしてあるわけですが、その辺のお気持ちはどうでしょうか。

○説明員（隈丸優次君） これは、私も国内行動計画を取りまとめたときに、当然ながら新しい状況を踏まえて随時見直しを行っていくということを考えておりますので、関係省庁と協議しました上で随時考えさせていただくということでございます。

○森嶋子君 いろいろと申しましたけれども、まだこれからたくさん課題があるこの権利条約、この権利条約が今百二十六回の国会にかかっている。

じゃ、この条約自体何を言っているのかということなんです。やはりこの条約を実効あるものにするためには、まず私どもの大人の意識とい

うものがないとだめだ。大人の意識で大人の権利を守ることができないのに、どうして子供の権利が守れていくかということをつくづく感じております。

世界じゅうでも子供の権利が侵害されている状況がもうたくさんございます。飢えで苦しむ、貧困、そして戦争によって生きる権利まで奪われてしまった子供たちもおります。日本の子供は守られているからいいではないか。決してそうではないと思ひます。物とかお金優先の大人の論理、それから競争社会の中で振り回されてさまざまな形で悲鳴を上げている日本の子供たちもたくさんおります。

先日、議員会館の私のところに親子で来ました。が、学校へ行くたくても行けなかった子供、もう二十過ぎておりますが、今単位制高校に通っているんです。大臣は新宿の単位制高校に行つてみられたことですが、その子供は二番目にできた大阪の市立の単位制高校へ行きまして、そこで救われたんですね。救われて生きる希望を見つけた。その子供の話をもう一時間以上聞いたんですけれども、本当に悲鳴だと思つて聞きました。

そういうことで、最後に、いろいろな行き方が選べる単位制高校を御視察なさつての御感想と、その今後についてお聞きしたいと思います。

○國務大臣（森山眞弓君） 単位制高等学校は、生涯学習の観点に立つて、だれでもいつでも必要に応じて高等学校教育を受けられるという新しいタイプの高等学校といたしまして昭和六十三年に制度化したものでございます。私もその実態を存じませんでしたが、先日機会を得まして、東京の新宿にできました都立の新宿山吹高校という単位制の高校を視察してまいりました。

この単位制高校におきましては、学年制をとらないで単位の累積加算を可能にするということでございます。学習者の幅広い学習ニーズにこたえ、また多様な生活形態にも合わせるというよう

も大きな意義を有しております。私も視察しましたときにかなり御年配の方や、また若い方もいらして、昼間は仕事をしながらというふうな方にもお目にかかりました。非常に高校教育の多様化、個性化ということをおねて私も方針として努力しておりますが、その新しい一つのタイプだというふうに見えてまいりましたのでございます。

また、中教審の答申を受けました高校教育改革推進会議の第一次報告におきましては、全日制課程におきまして単位制高校を設置できるようにという提言がなされまして、これを受けまして文部省では平成五年度からの設置に向けて必要の制度改正を行ったところでございます。

平成四年の四月現在では公立私立合わせまして二十四県三十六校の単位制高校が設置されておりますが、五年にはさらにこれがふえまして二十九県四十三校となる見込みでございます。

これから子供たちの個性に合わせた教育の多様化ということが進んでいくにつれてますますこの役目は大きくなっていくのではないかと見込んでおります。

○森嶋子君 ありがとうございます。

○肥田美代子君 きょうは質問と申しますよりも森山文部大臣にお願いしたいことがございまして申し上げます。

実は、大臣は平成二年に福岡での子供の難病シンポジウムに出られたと思えますけれども、そこに出た人たちが森山さんがとても熱心に聞いてくださって励まされたということでも喜んでいらしたことをまずお伝えしたいと思えます。

それで、そのときに多分お会いになった高橋さんというお母さんがこういうことを書いておられるんです。

昭和五十五年の夏休み、私どもの娘が小児がんと分かり入院、一年生の二、三学期と休学し、その間学習らしきものは無いに等しかった。当時、久留米大病院にも病院学級が設置されており、この学級で学習を補わせようと思つてい

たが、この学級は、近くの小学校の分校として設置されているので入るなら転校手続が必要、とのことだった。しかし娘は「転校したくない」と言つて拒否した。娘は娘なりに今までの一変した環境に戸惑い、転校という言葉に恐怖感を感じたのだらう。結局入院中は、定期的に届けられる学校からの学習プリントや読書、そしてゲーム遊びと売店通いが時間つぶしとなつていった。こうして退院までの八ヶ月間、学習の場を離れ、子供の社会生活の場でもある学校からも遠ざかつてしまった。

こういうふうにかかれておりますのですが、私も、入院している子供たちにとつて、とりわけ教育という大切な場が子供にあるということは大変大切なことだと思つております。子供の命の輝きということを大切にしようと思つて、そういう場が入院している子供たちにもぜひ必要ではないかと思うんです、いわゆる院内学級の話なんです。

それで、ちよつとお尋ねしますけれども、院内教室は全国で今幾つぐらいございますでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) これは、六カ月以上医療を要する児童生徒につきましては病院等に併設された病弱養護学校が教育の場になつていられるわけでございます。こちらの方は平成四年五月現在で全国に九十七校ございまして、幼稚園、小中学校、高等部合わせまして五千七百七十五人の児童生徒が在学をしております。そのうちの一部が病院内にございまして分教室で学んでおりまして、分教室がない場合は訪問教育という形で教育を行つております。

それから、六カ月未満の場合には小中学校の病弱・身体虚弱特殊学級という形で入院療養中の者に学校教育を行う場として設けられているわけでございまして、こちらの方は平成四年五月現在で小中学校合わせて五百四十学級ございます。千七百一人の児童生徒が在籍をしております。このうち約半数の二百四十八学級が病院内に設置されておりまして、八百二十三人の児童生徒が教育を受けて

けている、こういう現状でございます。

○肥田美代子君 今、いわゆる就学年齢の子供の中で院内教室を必要とする子供の数というのは把握していらつしやいますか。

○政府委員(野崎弘君) そういう数字は私どもとして今持ち合わせておりません。

○肥田美代子君 別の調べで、小児慢性疾患の子供が大体平成三年で十万人八千人と言われておりますので、その中の三割が入院したといたしまして、も、充当率といえますかニーズに充てる数というのは随分と低くなつてくるように思ふんですけれども、今、院内学級設置に国の予算はついておりますでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) これは、院内学級につきましては、それを設置するということになりますと当然それに必要な教員の配置とかそういうことも行つてございまして、大変疾病の状況が変わつてきておりました、短期間で入院を繰り返すとかいろいろなことがありまして、実際上私どもも設置の促進ということで指導を行つていましてございまして、なかなか児童生徒数の変動が多

いとか、したがって年間を通じて一定数の児童生徒がいらない場合が多いとか、あるいは入院する児童生徒があつてもその病院のある市町村の教育委員会にはわからない場合があるとかいろいろなことがございます。

そんなことで、私どももいたしましては、そういう疾病状況の変化もございまして、この病気の療養児の教育に関する調査研究というのを平成五年度から開始したいと思つております。その中で、今の先生の御指摘のような点も含めましてこの病気の療養児に対する教育というものをどう考えていったらいいのか、その辺もよく検討していきたい、このように思つております。

○肥田美代子君 文部省自身がガイドラインを出していただいて、これは積極的に進めていただきたいと思ふんです。今、短い入院期間の子供もあれば長い期間の子

供もあるからとおつしやつたんですが、実はアメリカなんかでは、たつた四日の入院でもその学校の先生がその子の四日分のカリキュラムを病院に持つていきまして、それで院内学級の先生にお願いするわけですね。その四日間というのはもちろん出席日数に入ります。そういう子供の気持ちに即した方法でしていただければなと私は望むわけです。やはりこの場合でも主役は子供でございまして、ぜひ子供の心を大切にしていきたいと思ひます。

そこで、私は森山文部大臣が今度大臣になられて本当によかつたなと思つております。こういうこととかねがね大臣がとても熱心に聞いてくださつたということをおつておりますので、恐らく大臣の在任期間中になら一生懸命やつていただけたかなと思ひまして、そのお気持ちをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 今、先生がおつしやいました福岡県集まりのことをお聞きしまして思い出しましたが、ちよつとあの二、三年前に私の身近なところで、はしかの後遺症である何か難しい名前、略してSSPEという病気なんです、そういう病気を持った子供のある方がありまして、その方からいろいろと難病にかつたお子さん方のいろいろな問題点を聞きまして、それで、そのときはこの病気を難病として指定してもらいたいというお話でありまして、厚生省はその当時の基準では必ずしも合致してないの

で無理だという話だったんですけれども、いろいろと説明をいたしまして、この際少しその幅を広げて対象をふやしてほしいということの中にそれを含めていただいて、今は難病の指定ができておりまして、かなり親御さんたちの経済的負担はそれで助かつたわけでございます。一ついいことができてよかつたと思つております。そのときに次は院内学級だという話を確かに承りまして、なるほどそういうことがあるなというのを聞いて、今のお話を伺つてそのときのやりとりを思い出しました。

しかし、その後文部省も、もうかなり数年たつておりますので、その間に多少の努力をして実績が上がっているようにございますので、これからもうきめ細かい教育対策の充実に努力をしていきたいというふうに考えております。

○肥田美代子君 ありがとうございます。よろしく願います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。医薬分業推進の兆しが見えてまいりまして、私は薬剤師としてうれしく思っております。実は私は、薬剤師の職能といえますが、まだ日本はそのような職能を十分に生かす土壌になっていないということをかねがね思っております。まず医薬分業、そしてその医薬分業が患者さんのためになることが一番だと思っております。

先日予算委員会でも質問させていただいて、厚生大臣もやはり医薬分業を推進すべきだ、そして文部大臣も所管の大学病院で進めるようにというお気持ちでお話くださったと思うんです。

そこで、薬剤師の仕事の内容が医薬分業によって少しずつ変わってまいります。薬の情報について患者さんにお伝えする、患者さんが飲んでいらっしゃる薬を記録し、副作用がないように注意するとかいろいろなことがございます。今後、薬学教育が少しずつ変わっていくんじゃないかと私は思っています。特定機能病院というのを国立大学病院で八十カ所指定される予定だと聞いておりますが、私は、現在の大学教育ではこの特定機能病院の中の薬剤師さんの仕事には対応しきれなくなっていくのではないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(遠山敏子君) 薬学的重要性というのは、現在の医療の高度化等を背景といたしまして大変重要であると考えております。

特定機能病院の指定と直接にどのようなにかかわってどのように変化していくかというところはなかなか見通しが難しい面もございますけれども、やはり薬学教育といえますものは薬学に関する化学、技術を修得させて薬学に関連する社会的使命

を遂行し得る人材を養成するということを目的といたしております。それぞれの薬科大学はそれぞれの理念あるいは教育目標に基づいて教育を行っているところでございます。

殊に、最近各大学におきましては、御存じのように、大学設置基準の大綱化を受けてそれぞれ教育理念あるいはその目標に応じましてカリキュラムの改善に取り組んでいるところでございます。薬科大学の中におきましては、医療と結びついた実践的な内容を取り入れたカリキュラム改革を行っている大学もかなり出てまいっております。その意味ではさらに充実していくものと考えております。

○肥田美代子君 ところで、厚生省では薬剤師の国家試験の内容を変えようという動きがあるようですが、その辺のことについてお話しただけですか。

○説明員(矢野朝水君) ただいま先生がおっしゃったように、薬剤師の仕事というのは最近非常に変わってきております。

もともと日本の薬剤師といえますのは、医療の現場で活躍できる、そういう土壌がなかったものですから、製薬メーカーで薬の開発をする、こういった人材を育てるというようなことで化学中心の教育が重視されてきたんじゃないかと思えます。ところが、今おっしゃったようなことで分業が進む、あるいは病院の中でも病棟業務というところでベッドサイドに薬剤師の方が出かけていって患者さんに服薬指導する、こういう仕事は今非常に重要視されておりますし、非常にふえてきております。

そういう環境の変化を踏まえまして、薬剤師国家試験のあり方につきましても見直すべきだということ検討委員会をつくって今検討中でございます。

○肥田美代子君 看護婦さんの教育は二年から四年に変わりますね、それから獣医師の教育も六年制になりました。その獣医師教育が六年制になった経緯をお話くださいますか。

○政府委員(遠山敏子君) 獣医師の教育につきましては昭和五十八年に学校教育法が改正されました。それまでの経緯をたどりまうとかなり長い歴史がございます。

かいつまんで申し上げますと、昭和二十五年に日本獣医師会の獣医事審議会が教育刷新審議会に教育年限の延長を要請しております。昭和四十六年に日本学術会議におきまして内閣総理大臣に修業年限延長の勧告を出しております。そして、昭和五十二年には獣医師法が改正されまして、国家試験の受験資格におきまして獣医学の修士課程を修了した者に引き上げられまして、教育の面におきまして昭和五十三年度から、学部四年に加えて大学院の修士課程二年の六年間を通じた教育が実施されているところでございます。

このような幾つかの動きがございます。そして大学における獣医学教育の重要性、特に畜産の発展あるいは公衆衛生の拡充等による社会的要請にこたえるためという背景がございます。学部段階における教育内容の充実を図り、かつ効果的な教育を実施し得るよう修業年限の延長が図られたのが昭和五十八年でございます。

以上が非常に簡単にございますが、経緯でございます。

○肥田美代子君 私、今伺っております、教育というのはいろんな社会の動きとか世間のニーズによって少しずつ変わっていくものだと思います。ですから、医薬分業が推進されると、さっき厚生省の方がおっしゃいましたように、国家試験の内容も少しずつ変わっていく。そういったしますと、教育の内容はおのずと変えざるを得なくなると思えます。

今後、薬剤師教育は積極的に変えていかなきゃならないという考え方を持っておりますが、最後にもう一度文部大臣の御所見をお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(森山眞弓君) 御専門のお立場からいろいろ具体的なお考えを先生御自身もお持ちだと思いますが、近年の急速な医学、医療の進歩に

応じて薬剤師さんの資質の向上ということも大変重要な課題だというふうに私も承知しております。

現在の各大学では、大学設置基準の大綱化を受けて、それぞれの教育理念に応じたカリキュラムの改革を行っております。薬学教育の分野でも臨床薬学教育などの実践的教育の充実の方向で進めていらつしやると聞いておりますので、文部省でも各大学における改善工夫を大いに期待し、支援していきたいというふうに考えております。

○本宮和彦君 本日は時間も短し、それからなお、予算の委嘱審査ということで質問するわけでございますが、まず大臣に、予算が決まりましたらその予算をどういうふうに、項目がありましかれども、やはり私はお金というものは決められたお金でも使い方によって生かすし死ねし、特に文部省の場合には七十七%以上が人件費でございますので、この人件費をいかにして上手に使うか効率的に使うか。同時にまた、研究費もそうですけれども、研究費もやはりこれは同じ研究費でも効率的に使うか、そうでない、いいかげんに使うかによって随分私はその効果が違ってくると思えます。

ただ、残念なことに今日の国家予算は単年度式でございます。そしてまた余り細かく決め過ぎてかえってそれを阻害するような要素もなきにしもあらずだと思いますが、この際、大臣としてその予算の執行についてどういうお考えなのか、また将来展望的にどうすべきかということをも、御意見がございましたら開陳をさせていただきたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) 大変大局的な見地に立たれました御質問でございます。予算が通過したら、成立したらどのような考え方でそれを執行するかというお尋ねでございます。

先生御指摘のように、文部省の予算は人件費が相当部分を占めておりまして、それ以外の分量が少ないものですからなかなか難しいところがございます。

います、しかし、最近の財政事情の厳しい中でも特に教育については大事であるからいろいろな工夫をしてその効果が十分上がるようにできるだけ内容のいいものを考えるようにということで事務方が一生懸命努力いたしまして、これからの新しい時代に対応できる内容のよいものをぜひというところで案を御提案してお示し、お願いしているところでございますが、できるだけ効率的に、しかもきめ細かく子供たちの教育が十分行き届いて行えるようにということを目標にいたしまして、精いっぱい努力していきたいというふうに考えております。

○木宮和彦君 その具体的な一つの例といたしまして、学校の適正な規模ですね。特に義務教育の場合、あるいは高等学校、大学もそうですが、義務教育におきましての一つの学級の数ですね、生徒数ですね。これは多ければいいというものでもないし、少なければいいというものでもない、やはりそこにおのずから、時代によって多少違う、絶対的な数はありませんが、大体教育効果といえますか学習効果を高め、かつまた十分な人間教育ができるというときには一体どこを目標に将来、今すぐでなくても結構ですが、そういうやり方一つ一つの施策があつて行政を進めるべきだと私はかように思いますが、その辺もしお考えがございましたらひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生御自身具体的な教育のお仕事を長年おやりになつていらつしやる専門家でいらつしやいますので、学校あるいは学級の規模については何かと御意見がおりなのではないかと思ひますが、私も文部省の現在の考えといたしましては、いろいろな意見があつて、なかなかこれといって一つに決めて確立した意見というものはあるわけではございませんけれども、今回の平成五年度の改善計画におきましては平成五年から十年までの六年間にかけまして小中学校においてはより多様で柔軟な指導方法

が工夫できるような教職員の配置を行おう、また高等学校におきましては普通科などにおきましても学級編制の標準を四十人にいたしまして、少しでも行き届くようにしようということを当面の目安といたしまして考えたところでございます。

○木宮和彦君 それはよくわかりますが、将来またそれが変わることもあり得るだろうし、また私は、一つは少な過ぎてもかえつて子供たちが社会勉強といひますか社会活動ができないと思ひます。

ですから、少ないクラスも減らすという工夫をしなくちゃいけないし、多いクラスも減らすという工夫をしていかなきゃならない。その辺が、しかしいろんな因子といひますかいろんな条件がついてきますから、これはやっぱり本当に子供のためを思つたら、一人のクラスが時々テレビに出ますけれども、果たしてそれが学校なんだろうかと、私はそう言わざるを得ない。しかしこれは地理的な条件その他ありますからやむを得ないと思ひますけれども、その辺もやはり工夫をすべきだと私は思ひます。ひとつまた御検討を賜ればありがたいと思ひます。

さて、今自民党では文教部会と文教制度調査会というものが合同で新しい日本の教育改革をひとつ試みてみようというところで六つのプロジェクトをつくつて精力的に毎週一回ずつ、六つありますから一日に二回やるときもございまして、そのぐらゐ、夜の七時から始めるというプロジェクトもございまして。しかも、座長さんには保利先生とか鳩山前文部大臣とか元文部大臣の方がなつて、それこそ皆さん本当に汗をかくてやつていらつしやいます。

たまたま私も自分の経験から選ばれたと思ひますが、大学改革プロジェクトの座長を実は仰せつかりまして、今大車輪で勉強しておりますが、大学について二、三、ひとつぜひ教えをいただきたいと思ひます。

まず、第一に、この間大学審議会というのを文部省がつくりまして答申を得て、それによつて新

しい大学の行き方といひますか、自己点検あるいは評価の実施、創意工夫ということでもカリキュラムなどの改正その他、特に自己評価ということは今大学がそれぞれ模索していらつしやいます。

昔は、文部省がそういう方針を打ち出すとすぐ大学側は敏感に反体制だとかということで、きょうは日教組の偉い先生がたつきんらつしやいますけれども、別に悪口言うわけじゃございませんが、本能的に反対しました。今回はそういう状況がなさそうでございますので、大変私いいなと思つて、実は最近率直に物が言えるようになったんじゃないかと思ひます。

しかし、私はそれで満足しているわけじゃございませんが、今申し上げました自己評価・点検ですね、これについて現在どういう状況であるか、簡単に結構ですが、ひとつお教えを賜りたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 我が国が今後あらゆる分野で活力を維持しながら積極的に世界に貢献していきまふためには、学術の振興と人材の養成を担う大学の改革を断断に進めていくということが全く必要不可欠な条件だと私も考えております。

このため、文部省では、今先生おつしやいました大学審議会における検討を中心にしたしまして高等教育全般にわたる改革を着実に進めてまいつております。平成三年には大学教育の基本的枠組みを定めました大学設置基準等の大綱化、自己点検・評価制度の導入などを行ひまして、各大学が個性豊かな教育を自由に展開していくことができるようにしたところでございます。

これらは一般教育と専門教育を含め各大学学部などの特色を生かした体系的な一貫教育カリキュラムを実施されたり、教養部を廃止して新たな教育カリキュラムを全学的に実施したりなど、いろいろな工夫、取り組みを行つておられます。

また、自己点検・評価につきましても多くの大学で学内の実施体制が整備されてまいりまして、報告書などを作成し公表するという大学もかなり

出てきているところでございまして、今後とも各大学が創意を生かして個性的な教育、研究活動を展開していけますように各大学の積極的な取り組みを促してまいりますとともに、引き続き大学審議会の審議を踏まえながらその充実と改革に積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○木宮和彦君 今お答えのとおりだと思ひますが、自己点検といふことは私はやらないうちやうな方ははるかにいいと思ひます。その点では大いに評価をいたします。

しかし、これは私が言うわけじゃございませんが、私も外国のことを知っているわけじゃございませんが、日本の教育は義務教育まで、あるいは高校教育までは大変すぐれているけれども、どうも大学教育が国際的にもレベル的にいって少し劣っているのではないかと。

それは何が起因するかという、やはりいろいろ構造上の問題、制度上の問題もあるし、それから教員の資質の問題、あるいは教員が非常に安住し過ぎていてるじゃないかという問題、あるいは日本人はそもそも人のまねはうまいけれども、自分で考える教育をされてないから創造的なことができない。だから、こんなことを言ううちよつと問題になるかもしれないが、ノーベル賞の数からいっても欧米の国に比べるとけた違いに少ないというようなことをよく言われます。これは、やはり率直に大学の関係者も我々政治家も心してこれから大学改革に新しい息吹を吹き込んでいく必要が私はあると思ひます。

特に、今自己点検が始まつたんですが、ただ自己点検で満足したり、自分で点検するかどうかどうも甘くなります。だから、やはりそれが大学の評価につながっていくように、あるいはそれが先生の例えの話ですが、任期制につながっていくとかプロモーションにつながっていくとかというような方策を考えていく必要が私はあるような気がいたします。なかなか難しいことだとは思ひますけれども。

その辺について、大学の改革の、特にこれから

の問題点について大臣はどうお考えでございますか。

○國務大臣(森山眞弓君) 先生の御経験を踏まえ、た大変傾聴に値する御意見を承りまして、確かにそのような考え方もあるというふうに思つたわけでございますが、やはり大学の独立といえますか、自主性ということを一審大事にしていきたいと思つていますので、そのような大学の中におけるさまざまな制度の改革につきましては、まず大学御自身が自己点検をされて、評価をされて、そしてこの、ような方向に改めていこうということを協力してやつていただくということが何より大切ではないでしょうか。その上でもしお手伝いできることがあれば文部省といたしましても御協力申し上げたいと思います。しかしあつては各大学の自己点検・自己評価に基づく大学の中の制度の改革ということが必要ではないかと思ひます。

また先生の言葉の最初の方にございましたノーベル賞学者云々のお話でございますが、必ずしもノーベル賞とは直接関係ないかもしれませんが、けれども、大学の持つておりますもう一つの問題点は、かなり研究施設設備が老朽化しているといふことでございまして、中には新しい立派なところもありましてしょうけれども、かなり古くなりまして時代おくれになったり、あるいはもう傷んでしまつて修復もしにくくなつてゐるというような学校も多数見受けられるわけでございまして、そのような面でも相当思い切った改善を図つていかなければいけないのではないかと。そういう貧弱な設備でございますと、立派な頭脳の方々も十分にそれを発揮することができないし、国際的な共同研究などもしにくいのではないかということが、その心配されるようなわけでございますので、そのよな点についても一層力を入れていきたいといふふうに考えております。

○木宮和彦君　今、大臣おっしゃられました人の面も大事ですけれども、施設の面もこれはやはり欠くべからざるもので、私が調べたところによりますと、高等教育に注ぐ国家予算も欧米に比べま

すともうもかなり低いんじゃないかというようないきもいたします。

ぜひひとつその辺は、我々も努力いたしますが、これから将来のことでございます、どうぞひとつ文部省一丸になっていいものをつくるためのたくさんの予算を獲得できるように頑張つていただきたいし、私たちも頑張つていきたいなと、こう思っております。

ただ税金ですからどぶへ捨てるわけにはいきません。その辺は、ひとつせひとも効率的に使っていただきたいというのが私の念願でございます。

ところで、いろいろたくさんございますので略
しますけれども、もう一つ問題点は大学院です。

この大学院が日本は質量ともに非常に諸外国に比べますと、どうも私が調べた結果によると落ちているのではないか。これは一体どこに起因しているのか。また、その大学院が生かされないからこそ、やはり技術とかあるいは学問の研究の業績が上がつていかないという一面もあるのではないか。これらも私考えておるのですが、その辺の実情を踏まえて、また将来大学院についてどうお考えなのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(遠山敦子君) 先生御指摘のとおり
に、日本の大学の学部につきましてはほぼ量的な
面では整備されましたが、今後質的に充実とい
う段階に至っておりますけれども、大学院につきま
しては量的及び質的にも充実が必要というふうな

ことが大学審議会の御議論を通じましても明確になつてまいったわけでございます。

もちろん、これまでも各専門分野におきま
研究者の層の拡大あるいは研究水準の向上等の面にお
きまして一定の成果は上げてまいったわけでござい
ますけれども、今後の日本のあり方というこ
とを考えますと、本当に高度な大学院あるいはそ
こでの教育、研究ということの重要性というものを
十分認識して、その方向に施策を重点化してま
いる必要があるかと思うわけでございますが、

日本の大学院につきましては、既にあるものにつきましてもその大半が学部を基礎として置かれておりまして、学部とは独立した実態を備えているものは少ないわけでございます。その意味では、教育、研究組織として十分成熟を見ていない面がございます。

また、大学院の教育、研究経費でありますとか施設設備等が企業の研究所などに比しまして十分でない。大臣がお話くだされましたような状況でございいます。そのような点あるいは研究条件、処遇の面におきましても企業との間に大きな格差がございまして、優秀な人材が大学に残らないというふうなこともございます。

さらに、量的な面で申し上げますと、日本の大学院は人口千人当たりの大学院学生数で〇・九人相当でございますけれども、欧米の主要国におきましてはそれが二・六人から七・二人になつておりまして、けたが違つてゐるわけでございます。

このように日本の大学院の規模が小さいことには幾つかの原因がございます。

一つは、理工系の分野等を除きまして、大学院教育を受けたことについての社会的な認知といえますか評価というものがまだまだ十分でないという面がございますし、それから大学院自身が本来に社会のニーズにこたえている、そういう内容の教育、研究をやっているかということになりますと、なかなかその点でも十分でない面がございますし、あるいはこれからは開かれた大学の組織、大学院の組織であることが必要であるわけでございますけれども、必ずしも職業人の再教育に十分な履修形態の工夫等が行われていないというふうなことがございます。

そのようなことを背景にいたしまして、今後量的にも質的にもということが言われているわけですが、大学審議会の数次にわたる答申におきまして、その方向性とおるべき施策について明確な指摘もございました。そのようなことが背景になりまして、大学院の設置基準を弾力化いたしました、終業年限の弾力化あるいは社会人の受

け入れ体制等のいろんな仕組みについて既に制度
化をいたしたところでございます。そのようなこ
ともありまして、これから少しずつ改善の方向に
行くと思っておりますけれども、なお一層いろい
ろな工夫をしてまいりたい。

また、予算面におきましても、特に来年度予算をお願いしている中では、財政当局の御助力も得ましてさまざまな工夫がされております。

一つは、先端的な分野あるいは学際的な分野を中心とした研究科あるいは専攻科の新設でありますとかあるいは大学院を中心とした教育、研究の高度化を重点的に推進するための高度化推進特別経費の充実、あるいは大学院最先端設備の整備充実、あるいは大学院学生の処遇改善のために日本学術振興会の特別研究員制度の充実でありますとかティーチングアシスタントの経費の充実等のさまざまな所要の経費につきましての充実に努めているところでございますが、なお今後の大きな課題であるというふうに認識しているところでございます。

○木宮和彦君 大麥安心しました。これからひとつ大いに局長、頑張っていただきたいと思ひます。

ところで、今は大学院の問題ですが、私は、理
科系の大学の大学院に非常にみんなシフトしてい
くのは、やっぱり就職の問題で企業が各大学の専
攻の先生と人間関係で採用するということであ
る。院まで行くという一つの新しい道というかそ
ういうシフトができたと思うんですが、文化系は
それがないのですからやっぱり大学院には進まな
い。おまけに、特に文学部などは文学博士なん
て出しはしませんから、留学生もせつがく日本の
大学院に学んでもその称号をもらえないという
ことで、帰っても余りメリットがないという
ことがあっても文科系の大学院が停滞してい
るのではないかなという気がいたしますが、その
辺はいかがですかね。

○政府委員（遠山敦子君） 人文社会科学系におき
ます大学院の充実あるいは現在に對する学

生の充足状況というのも極めて低い面がございます。もちろん、大学によっても違いますし分野によっても違うわけでございますが、そのことが今先生御指摘のように、学位の授与について十分ニーズにこたえていないあるいは留学生のニーズにもこたえていない、さまざまな問題がございます。

そんなようなことを背景にいたしまして、現在進めておりますのは、やはり大学院に関する学位の取り方あるいは大学院の目的につきましても、これまでとはちがうかといえますと研究者養成が中心であったわけでございますけれども、これから社会人あるいは高度の職業専門的な能力を身につけるための資質を備えるというふうなことを明確に大学院の目的の中にうたい込んだりいたしまして、大学院自体のあり方を変えていくあるいはカリキュラムをもう少し充実していくべきではないか。

教員組織なりあるいは施設設備なりというふうなことを整えて、外的な条件もさらに整えることが必要でございますが、なおこの面につきましましては人文社会科学系の教員の方々のこの問題への重要性が必要でございますし、また仮に修士の学位なり博士の学位を得た後に社会でどんなふうな受け入れ体制があるかということも大変重要な問題でございます。

その意味では、幾つかの問題を抱えた分野ではございますけれども、この面の充実といえますかあるいは制度の活用、そしてその成果を出していくことの重要性につきましてはまさに先生の御指摘のとおりでございますし、私もその面についてでもできるだけの支援をしてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○木宮和彦君 次に、平成四年度をピークにいたしまして十八歳人口がどんどん減つてまいります。いわゆる大学へ進もうとする若年層、高校を出た人間がどんどん減っていくわけでござい

私は、非常にいい面もあるし悪い面もあると思

うんですが、大学と値するにふさわしくなく大勢の学生を収容するということはこれはまた問題があると思ひますが、これから質的にあるいは量的に充実していくために今後大学のあり方について何か施策がありますか、その辺ひとつ伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(遠山敏子君) お話のとおり、大学への進学年齢層でございます十八歳人口はこ

しが二百五十万人でございますが、これをピークにいたしまして非常に速い速度で減少してまいります。平成十二年には百五十一万人、四分の三になりますし、平成二十二年度の前後には約百二十万人、現在の六割になるわけでございます。

このようになりまして、やはり程度の差はありますが、各大学が何らかの影響を受けるということは避けられないのではないかと思ひます。これは、既にそれぞれ心ある大学等におかれましては、この事態を目前に控えていろいろ工夫していただいているところでございます。私どもも、この点のいろんなデメリットもござい

ますけれども、この機会をとらえていけば量から質へという大きな大学改革の流れというものはかえつてやりやすい面もあるのではないかと、こういうものをメリットに変えていく努力というものが大変大事ではないかと思ひます。

文部省といたしましては、平成三年の大学審議会の答申を受けて、それぞれの大学がみずから理念に従つて本心に個性豊かな魅力ある大学教育というものを展開していただきたいというこ

とで、その条件整備のための積極的な取り組みを奨励しているところでございますが、制度的にその面での支援を行いますために大学設置基準の大綱化、先ほどお話がありました自己点検・評価等のシステムの導入等の措置を講じたところでございます。

自己点検・評価というのは単に点検・評価するということが目的ではございませんで、それをもとにしてどのように大学を改革していくかというところに一番重要な目標があるわけでござい

ます。そのようなことで、今後さらに各大学においては御努力をされることと思ひますけれども、これからの時代を考えると若年層の減少という面も、その方向で努力していただける面もあるわけでございます。

一つには、学生のニーズに対応したいというカリキュラムを組んで魅力ある大学にしていこうということが前提でございますけれども、特に広く社会人にも門戸を開きまして職業人の再教育というよう

な社会全体の生涯学習ニーズにこたえていく、そういうふうな大学になっていくということも一つの方向でございますし、あるいは国際化の進展に

応じて留学生についての積極的な受け入れを進めるといふような方向もあらうかと思ひます。

それぞれの大学の置かれた条件、地理的な条件あるいは伝統、特色といったものに照らしながら工夫をしていただくべきものと考えるわけでござ

いまして、高等教育の規模につきましましては、今後十八歳人口が減少することを考慮いたしまして、大学や短期大学の学部、学科等の増設あるいは定員等は原則として抑制するという必要があるというふうな考え方をしております。

○木宮和彦君 大分時間も迫つてまいりましたので、いま一つ、十八歳人口だけに頼らずに私は生涯教育として大学をとらえていくということが大変大事な視点ではないかと思ひます。

特に、短期大学というのはいわゆる五十、六十歳になつて学ぶには非常にいいところだと思ひます。特に文学が多いし、それから芸術が多いし、あるいは実業的なものが多いし。ですから、ぜひひとつ十八歳人口に惑わされないで、むしろ再教育といふか生涯教育を大いにこれから奨励すべきだと思ひ、またとりやすすしい

ただきたい。それからまた、もつと言へば、授業料の半分くらいは国が補助すれば、これはほぼ防止になります。そして、なおかつそういう熱心な年寄りが

来ますと、若い人はべちゃべちゃ私語ばかりして

きたいというふうに考えますし、また個々の学生たちに対しては育英資金でありますとかその他のできる限りの援助をいたしまして、私学に学ぶということが特別に困難なことであるということのないように努力していきたいというふうに思います。

○木宮和彦君 終わります。

○刈田貞子君 今、大臣が我が国の教育における私学の役割は大なるものがあるということをおっしゃられた直後でございまして、私も実は私学の問題についてお伺いしたいと思っております。

そのお言葉をいただきますならば、まさに私学は学校数におきましても、また学生数におきましても七五％を背負っているという書に書いてある数字を見ましても、私立学校が果たす役割は大変大きいものがあると思えますし、特に高等教育におきましてはその役割が、意味が大きいというふうに思っているところでございます。

私学助成のお話も出ておりましたけれども、私はこの私立学校の財政が、国公立がほとんど税負担によつて賄われているのとは違つて、学生生徒からの授業料と納付金あるいは国からの補助金あるいは資産の運用等の収益、寄附金、収益事業等で賄つているという現状にある中で、やはり私学に対する助成金の役割はとて大きいと思うんですけれども、国の厳しい財政事情下にあつてその助成の割合は先ほどのお話のように年々落ちていくという中で、私学は非常に厳しい立場に立たされていることは御存じのとおりなんでしょうね。

そこで、自助努力をしておるといふ実情にあると思います。学校自身が持つてゐる資産の運用あるいは収益事業等、さらには外部資金の導入というようなことであるいろいろな工夫、苦勞をしてゐるという実情下にあつて、ことしの一月の終わりのころから新聞で、私たち大変注目してまいりました医科系私立大学の受託研究費が収益事業であるというところで大きな課税をされたという記事が目にとまりまして、それから以降ずっと私学の医科系大学を調査してまいりましたので、そのことにつ

いて少しお話あるいはお尋ねをしたいと思うので、まず、私立大学における受託研究というものに対して大臣はどういうお考えを持っていられるのか。

○国務大臣(森山眞弓君) 今日、大学の学術研究に對しまして産業界等社会の各方面から多様な要請が寄せられておりまして、大学としても本来の使命を踏まえながら大学の主体性のもとに可能な限りこれらの要請に適切に対応し協力していくという事は、大学の社会に対する貢献という点から、さらには社会との交流を促進するという意味もあり、また大学自身がそれによつて刺激を受けるという事にもなりまして、大変有意義だということに考えております。このような考えのもとに、大学におきまして民間企業等外部からの委託を受けて、委託者の負担する経費を使用して研究を行う事例が最近ふえてきております。

文部省といたしましては、大学が社会の多様な要請を受け入れて積極的に研究活動を展開していくために推進すべき制度ではないかというふうに考えておりまして、今後ともこのような仕組みや制度の一層の充実が求められておると思つております。

○刈田貞子君 それでは、一層の推進というふうにはおっしゃられるんですけれども、現場の認識は大変この事業に對して今厳しい後ろ向きの姿勢を持つてゐるというところがあるように私はお話し合いを教授あるいは事務当局と続けてまいりまして思ひましたのは、やはりこのいわゆる受託研究というものが法人税法の中でうたわれてゐるところの「請負業」だという形で認定されてゐるところが大変問題ではないかというふうに思つておるようでございます。

その辺のところを文部省からぜひ国税当局と、あるいはまた法律改正するのであれば主税局との話し合いもしていかなければならないのではありませんけれども、この辺のところの問題をまずは文部省がもつと積極的に推進していくというお立場をとられるのならば、やはり考えていく必要があるの

ではないかというふうに私は思います。そこで、きょう国税庁にも来ていただいているので、そのことについてちよつと国税庁の方から説明を求めます。

それは、昨日もちよつとようはつしてやつたのでありますが、やつぱり国税庁が言つてゐるところの法人税法の七条と二条十三号と、それから施行令の五条十号というのとみなごつちやに今頭の中に入つてゐるんですけれども、すなわち私立大学が収益事業としてやるものは法人税法上三十三業種の指定があるわけなんです。その中には、例えば「旅館業」なんというのが入つてゐるわけなんです。これはセミナーハウスの収入のことをいうようでありまして、それからまた、「不動産貸付」というようなのは、例えば売店を下に出したとかあるいは床屋さんを出したとかの貸付料というふうなものになるんです。自動販売機から電話かけ、全部これは収益事業として私立大学がみんな出しているわけなんです。その三十三業種の中に「請負業」というのがあるんです。その「請負業」の中に委託研究事業が入つてゐるというのを現場ではやつぱり納得してゐないみたいなんです。

そこで、それがなぜ請負業になるのかということとを説明していただきたい。

○説明員(濱田明正君) 今、先生がおっしゃいましたように、公益法人等が収益事業を営む場合には、その収益事業から生じます所得につきまして法人税の納税義務があることとされておるわけでございます。

その収益事業は、法人税法施行令第五条に三十三の事業が掲げられております。その収益事業の一つに「請負業」がございまして、その「請負業」の中に「事務処理の委託を受ける業」という形ではつきりと書かれております。

これを具体的に申し上げますと、他の者の委託に基づいて行う調査、研究、情報の収集及び提供等が含まれるわけでございます。したがいましめて、他の者からの委託を受けて行う研究は、その「事務処理の委託を受ける業」、これに該当するわ

けでございまして、したがいまして収益事業に該当するというところで、課税の対象になる次第でございまして、これは税法の規定でございまして。

○刈田貞子君 ことし四大学、それから二年前に一枚、それからもう一年前に一枚、額で九千万ぐらい、それからその次が七千万でしたか追徴を取られておられます。そういう事例がずっとあるんだけれども、そういう大学に聞いてみると、それはやつぱりいわゆる請負業という自覚に立つていないところがあつて、さっきの「貸付」とか「旅館業」とかいうのと並べて申告してゐない状況にあるんです。

ですから、そのところを、これもいわゆる請負業だということできちつと現場にもう一度、もしそうだとすれば認識をさせなければいけないのだというふうに思ふんです。自分たちは製薬会社なら製薬会社から委託を受けて研究して、その成果はやがて社会に還元されるのだから収益事業ではないんだ、社会がそのメリットを受け、その効果は社会にもたらされるものであるというふうな持論を持つてゐるわけなんです。したがつて、これは申告すべきものではないという立場に立つて申告をしてゐなかつたわけなんです。

ですから、何うところによるとみんな今まで追徴税を払つてゐるようですから、一応そのことを認めたのだとすれば、これからその他二十九私大が同じ立場に立たなければいけないのかということと大変みんな不安を持つと同時に異論を持つてゐるというのが実情なんです。

それから、あわせて国税庁の方に伺いますけれども、寄附金は本来非課税でございまして、寄附金だと思つて受けていたものに対して課税をなさつたケースがあるわけですが、これはどういう評価の仕方をして寄附金でないといふたんでしょうか。

○説明員(濱田明正君) まず、二つに分けてお答えしたいと思います。一つは、公益性だから課税するのはおかしいのではない、公益性があるからという点でござい

ます。

元来、主税局から答えるべき話だと思えますけれども、法人税法におきまして、公益法人が収益事業を営む場合には、その収益事業から生じた所得につきまして法人税の納税義務があることとされておりますけれども、この場合の収益事業の範囲につきましては必ずしも公益性の有無やその強弱だけで決定されているわけでないということでございます。法人税法において三十三の事業が収益事業として特掲されておりますが、これらの事業は株式会社、有限会社などの一般私企業との競合関係あるいは課税上の公平の維持など、専ら税制固有の理由から収益事業として昭和二十五年以来課税されておることとでございます。

国税庁としては税法を適正に執行する責務があるわけでございまして、公益法人等が収益事業として特掲されている事業を営んでいます以上、これに對しまして適正な課税をすることに努めるという義務があるかと思ひます。

さてそこで、先ほどの寄附金収入と委託研究収入をどのように区分しているかというお話でございまして、これにつきましては、その収入が寄附金であるかあるいは収益事業に係る収入となるかについて個別に判定する必要があるわけでございまして、それはその収入が寄附金という名称を付されておるかという単なるその名目によつて判定するのではなく、その具体的な事例に則しまして、対価性があるかどうか実質的に判定することになります。したがって、寄附金収入と委託研究収入との区分につきましても個々の具体的事例に則して実質的に対価性の有無、対価性があるかどうかによつて判定をしておる次第でございます。

お尋ねの件は個別にわたりますので、守秘義務の関係上お答えできませんが、そのような趣旨に立つて載かれておるはずでございます。

以上でございます。

をしたいわけでありませう。

これは、後で私は国税庁に宿題を出しますもので、文部省と主税局と話し合いをしていただきたいのは、今の対価性の問題が一つです。今後、高等教育というものはもっと進んでいくわけですね。そして、そうした高度な研究というのはもつと助成金だけではとても間に合わないわけで、こうした民間資金の導入ということは今後ますます盛んになってくる。そしてまた、そうした權威のある大学に對して社会がそういうものを求めてくるという土壤もあるわけです。

その中で、今後全部こうした事業に關して、いや課税の対象だということになるのだから、これはやはり文部省も真剣にこのことについてはお考えをいただかなければならないと思つて、私自身もまだ大変勉強不足で、このことについてきょう大きな声を出して言えない部分もあるくらい、かなり論議ができる中身を持つているものなんです。

それで、今私自身も勉強の過程ではありますけれども、ぜひこれを考えていたいただきたいということとで出しました。今申しました対価性とは何なのかという問題が一つであります。

それからもう一つは、つまり同じような事業をやっている国立大学の研究の体制もあるわけですね。民間資金が入って国立が同じ事業をやっているわけですね。これは恐らく五十七年の「受託研究の取扱ひについて」という通知で徹底されていると思ひますけれども、国立大学においてはこれをゼロにするようにどうも指導されているみたいなんです。そういうことになりましたと、文部省の五十七年の通知の中に書いてある経費率の問題を一つ考える必要があるのではないかと、うううに私は思ひます。

五十七年の学術国際局長、会計課長が出された「受託研究の取扱ひについて」の通知では、経費率の問題について直接経費の考え方と間接経費の考え方を大要的確に示しになっておられるように

思ふんです。特に、間接経費についても「直接経費の三十％に相当する額を基準とし」、それと異なる額が出た場合には、「あらかじめ学術国際局長に協議する」と書いてあるわけだから、この経費率の考え方方もかなり幅を持たせてあるわけですね。

だから、そういうふうなことが国立で通用するのならば、私大に對しても文部省はそういう指導を私にはしていかなきゃいけないと思ふんだけれども、これは文部省のどなたが答えますか。

○政府委員(中林勝男君) 御指摘のありました昭和五十七年の五月の受託研究に關する通知でございまして、これは国立大学に對して受託研究を受け入れる際に委託者の負担する経費をできるだけ明確にするなどの趣旨で、その円滑な受け入れを図ることとしたものでございまして。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕
私立大学におきまして受託研究については、実情を申しますと、自主的な判断に基づきまして受け入れ規定を設けて実施しているというふうに承知しているところとございまして、経費の取り扱ひについては、実は各大学まちまちの状況になつてい

ると思ひます。
このため、現在この関係の団体におきまして国立大学の取り扱ひ、さらには公認会計士協会の意見、それらも参考にしながら、今一生懸命検討しているところとございまして。

文部省としては、これらの検討状況を踏まえながら、なるべく早い機会に適切な考えをまとめ指導してまいりたい、このように思つていてるところとございまして。

○刈田貞子君 今、指導していくとおっしゃるのは、私立大学に對してそういう基準をお示しになるということですか。

○政府委員(中林勝男君) はい、そのとおりでございます。

○刈田貞子君 その経費率をどう考えるかというのが、要するに残ったお金が所得になるわけですから、その残したお金に課税されるわけですか

ら、残らないようにみんな経費に入れちゃえばいいわけですよ。ところが、そうはいかないのが難しいところなんです。

だから、そこら辺のところの経費をどう考えるかという問題がとも私は大きな問題だろうというふうに思ふので、そのところをぜひ国税庁でも考えてほしいということ。

それからもう一つは、これは専門的な話になりますけれども、昨日もちょっと話し合ひの中で出したんですが、治験事業、いわゆる治験薬の臨床試験や検査活動の問題でございまして、これは学校法人における「医療保健業」に該当すると私はどうしても思ふて仕方がないのであります。

それで、昨日は見事にそうでないとおっしゃられたんですけども、いわゆる我々GCPと申しますが、このGCPが「医療保健業」に該当するかしないかという考え方もう一度国税庁で検討してみたいいただきたいというふうに思ふんです。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕
これは、ひとつ薬事法との関係でも考えるべきではないかという見解を私は持つていて、時間がないのでできませんけれども、ぜひこれを検討してみたいいただきたいというふうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○説明員(濱田明正君) 一般論として申し上げておきますが、治験収入は製薬会社からの委託を受けて新薬とすべき薬の臨床試験を行い、その結果を報告することによりその委託の対価として收受するものでございまして、収益事業である「請負業」に該当することになります。

一方、その治験収入は、非課税とされる「医療保健業」に係る収入に該当するのではないかと、うお話でございまして、それにつきまして、「医療保健業」とは医師等が患者に對しまして診断、治療を行う事業を言うわけでございまして、その治療等の対価として收受するものは収益事業に該当しないこととなります。

ただ、さっき申しました治験収入は、新薬の臨床結果を得るために委託者である製薬会社からの

委託の対価として收受するものでございますから、これは「請負業」に該当することになると私も考えております。

○刈田貞子君 難しい問題で、薬事法には治療は医療機関においてすることというところから、十四条だと思つたんですけれども、始まつて、このGCPに対する非常にシビアな箇所があつて、私実はきょうそこまで発言すべきではないと思つたんですけれども、そういう観点から見ても、何とかこの辺のところが非課税扱いのいわゆる医療保健業の対象にならないだろうかということも私が文部省やら私立大学連盟、私立大学連合会のかわりになつて一生懸命に知恵のないうところで考えているようなぐあいでございます。できればこうした研究を進めていく環境を何とかつくっていくという意味からも前向きでこういう問題を考えていただきたいなというふうに思つたのでございます。これはあくまでも要望です。

そこで、文部省は先ほど検討中だというお話が出ましたけれども、日本私立大学団体連合会から委託研究が収益事業に該当しないことを明確にしてほしいという要望書が出されておりました。そのとき税務当局とも協議を始めたということも聞いておりますけれども、その後そのことが中断されているやにも聞いていますね。

これは、今お話ありましたように、今後税務当局との話し合いを進めていくことになるんではないかと。

○政府委員(中林勝男君) 学校法人の行う収益事業について、その中でとりわけ委託研究の問題でいろいろと今御指摘をちょうだいしているわけでございます。

委託研究は、申すまでもなく、先生御承知のように、大学の教育、研究を進める上においても、みずからの研究活動を活性化するためにも非常に大切でございますし、開かれた大学として社会的に貢献する上でもこの委託研究というのは大変意義あるわけでございます。また、国立大学も私立大学も同様に、この委託研究というものはその観

点からも大切なものとして位置づけなければならぬと思つておられるわけでございます。

学校法人の収益事業というのは、これも先生御承知だと思いますけれども、公益法人の中に位置づいておられます。公益法人の収益事業の税法上の取り扱いというのは優遇されております。その中でも学校法人は、他の公益法人に比べて大変優遇されているものでございます。

そういうふうなことで、学校法人の行う収益事業については、一般論としてその本来の学校法人の事業である教育、研究の充実のために充当されるのであればできるだけ税制上優遇してほしいというのが私も文部省の基本的立場でございます。そして、そのような観点から税務当局にいろいろ要望をいたしてきているわけでございます。

そのような立場に立つてこの問題を考えますと、まずその委託研究についてはいろいろと意義もある、国立との差をつける合理的な理由もなさそうであるというふうに思ひますけれども、先ほど申し上げましたとおり、実情においては各大学の経理の取り扱い、経費の取り扱ひがまちまちになつていくというふうなこと、それから先生が今御指摘になりましたように、経費率の問題でございす。どれだけの必要経費として受けているのかどうかというの、これもまたまちまちのようでございます。

したがいまして、私学関係団体におきましては内部に検討委員会を設けてまして、現在いろいろな角度から検討中というところでございます。そして、私学団体の方で方針がまとまり文部省の方に要望が出てまいりますれば、私もそれは十分に受けとめまして、そして今後の態度を決めていきたい、このように思つておるところでございます。その意味での検討中であるというところでございます。

○刈田貞子君 これは、まあ固有名詞を挙げてはいけないうちのかもしれませんが、新聞で出た大学名として帝京大学がそうした対象になつたと、平成二年のときだというふうに思つてすけ

れども、平成二年に帝京大学が申告漏れだということ、恐らくあのときたしか九千万だと思ひました。追徴を取られたときに、文部省は平成二年十一月十七日付、私学助成課の名前で、「税務上の問題が生じた学校法人に対する経費補助について、下記のとおりの取り扱いを要する」ということで、助成金の措置を講じないというふうな通達をお出しになつていて、私は、こうした事件が起きたときには急いで現場に駆けつけて、どんな事情になつておられるのかという実情を把握し、そして教育現場を激励することこそあつても、そうしたペナルティーを科するような、経常経費の助成金はやらないぞというふうな、こんなペーパーを回すことは大変遺憾に思つてすけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 今、先生がおつしやられましたような通知は文部省からは出ていないと、今私学部長が申しておりますが。

○刈田貞子君 いや、後で見てください。私はこうした問題に関心を持つていろいろ資料を集めたり、それから勉強しておりましたら、月刊「学校法人」という雑誌に特別寄稿で「学校法人における法人税上の収益事業について」という論文が載つておりました。これはどなたがお書きになつたのかわかりませんが、私が考えている課題を相当載せておられますので、国税庁も、それから文部省でもぜひこれを読んでいただいて、またそれなりの対応をぜひしていただきたというふうに思ひます。

二十九私学医科系大学の現場では、このままでいくと国立との格差、つまり官民格差がますます開いていってしまうというところへの不満が大変大きくありまして、その辺のところを是正するためにも、やはり文部省は私立大学に対して何らかの特例的な措置あるいは指導をなさつていく必要があるのではないかというふうに私は思つております。

日本私立大学連盟の百十五大学のうち四十六大学が民間企業から研究費をもらつて、いわゆる委託研究をしているように聞いておりますけれども、その中には今申し上げた医科系だけではなくて工学部系の大学も幾つも入つておられるわけでございます。これからこうした基礎的研究あるいは応用研究あるいは創造的研究、こうしたものが大きな意味を持つていく中で、こうした民間資金の導入というものは私は非常に重要なものがあるのかというふうに思ひますので、やはりこの辺のところに対する考え方を文部省は前向きに受けとめて私大に対する支援をしていただきたことを要望します。

国税庁の立場は、結局はやつておられる研究の成果はどうかというところは言わないだけども、関係ないわけですね。要するに、法律があるから取り立てているというだけの話でございます。三十三事業の中、「請負業」にどうして当たら、こういうことで徴税をなさつておられるわけだというふうに思ひますので、そこら辺のところをどうやって解決すればいいのか、この辺にぜひ知恵を働かせていただきたいというふうに思ひます。

最後に、医科系の大学の内科の教授がお書きになつた文章の中でこんなことを言つておられます。「この問題は未精的な法規や税制を越えた社会の根幹にかかわる大きな問題ではなからうか。広い範囲の関係者の高い視点に立つた理性的配慮と解決を望みたい。学問研究を利益行為と見なし税務署が追及するのはどう見ても誤りであります。」こういう文章がございましたので御紹介して、私の質問を終わります。

○江本孟紀君 きょうは始球式、大臣どうも御苦労さまでございました。

私もわけあつて二十八年間高校野球の始球式を見たことなかつたんですけれども、久しぶりに見せていただきました。きのう少しコートさせていただいたんですけれども、僕がコーチするとやはりバッターの後ろの方に球が行くということ、江本らしいと言われたんですが、甲子園のあの雰囲気の中で本当にすばらしい明るい雰囲気

を持たれながら始球式をされたということで、本
当に見ていてもすがすがしい感じがいたしまし
た。

さて、大臣も甲子園のあの観衆の熱気の中
で高校野球選手の情熱とかそういうものを感
じられたと思えますけれども、先日私も予算委員
会の中でも申し上げたように、あれだけ野球
に純粋に打ち込んでいる選手たちがプロ野球を
目指し、そして努力してプロの世界に入つてあ
る程度やつたとしましても、退団後に、野球にか
かりながら結局やめるときにはその技術や経験
といったものを生かせないまま終わってしまう
ようなことで、先日はプロ・アマの問題なんか
やりましたけれども、実際我々は野球を取り巻
く関係団体の諸問題がいろいろありまして、今こ
そ一つ一つ改善すべき時期に来ているのではない
かと思つております。

そういったことで、文部省としても前向きに
ういった問題をとらえていただき、野球にか
かわる青少年の夢が途中で断ち切られること
のないように、また我が国のスポーツ振興のた
めにも適切な指導と施策が講じられるように
お願いしたいと思ひます。

詳しいことは、きょうはたまたま選抜の最
初の日でありますので余りあれこれやらない
方がいいんじゃないかと思ひまして、大臣のそ
ういったことも含めた個人的な感想だけを賜
りまして、きょうの私の質疑は終わりたいと思
ひます。

○国務大臣(森山眞弓) 最初に申し上げま
すように、大変貴重な経験をさせていただきま
すことにありがとうございます。

特に、江本議員には昨日大変懇篤な御指導
をちょうだいいたしました、ありがとうございます
。せっかく御指導いただきましたのに、どうも
あの場所に行きましたら上がってしまひまし
て、せっかくの先生の御指導どおりにいけな
かつたのが大変残念でございましたが、日ご
ろ自分ではやらずうしろしい方だと思つてお
りましたけれども、最初に森先生がおつしや
いまして、独

特の雰囲気がございます。すっかり緊張して
いました。しかし、大変貴重な経験だったと感
謝しているところでございます。

野球は非常に国民の多くの人に愛されて
来ているスポーツでございます。実際に野球を
したことがない人でも見ることはなかなか
ないことではないと思ひます。どちら側にあ
つても大変楽しい、知れば知るほどおもしろ
いといふような、そういうスポーツだと改め
て感じたような次第でございます。

特に、高校野球の場合は、高校生という
非常に若きにあふれた純真な人たちのおつ
かり合ひでございます。大変さわやかな感
動を呼ぶ場だといふふうな、いふも私も思
つていたところでございます。その場に居合
わすまして、一層その迫力を感じました。

野球について先生がいろいろと問題点を
御指摘いただきまして、改善するべきであ
るということをおつしやいましたこと、予
算委員会でも拝聴させていただいておりま
す。確かにそのようなことがあるのだとい
うことを改めて認識したような次第でござ
います。例えば野球の振興につきましても、
関係団体などにおきましてプロ野球のOB
選手の方が少年野球教室などを開催され
て、そして青少年への普及をしておられ
ることを聞いております。

文部省もスポーツの振興を図りますた
めに、施設の整備でありますとか指導者の
養成、確保、スポーツ教室とか大会、各種
事業の充実のようないふ点からいろいろ
な施策を行っているところでございま
す。

野球につきましても、地方公共団体の
行う野球場の整備に対する補助とか指導
者養成事業の文部大臣認定とか関係団
体の行う大会、高校野球もそうございま
すけれども、その大会に対して文部大臣
が出席したり後援をしたりといふよう
なことをさせていただいて激励してい
るつもりでございます。

スポーツ振興基金及び日本オリンピック
委員会というふうなものを通じて、野
球ばかりではなくて今後ともさまざまな
スポーツの振興に一層努力していき
たいと、そういう気持ちを強くした
次第でございます。

ありがとうございます。

○江本孟紀君 ありがとうございます。

○乾晴美君 先ほど森議員の方からお
つしやいましたけれども、子供の権利条
約の中で子供の権利といふのをやっぱ
り大人の権利といふか人権といふか、
その意識がどれだけあるかといふこと
によつても理解度といふでしょうか、
わかるというふうな御意見があつた
と思ひます。

私は、きょうは人権といふことにつ
いていろいろ伺つてみたいと思つて
います。

この人権につきましても、文部省は
どのようにそれを定義づけられている
のか。いわゆる、基本に押さえるべき
ものは何なのかといふようなことを
教えていただきたいと思います。そ
してまた、学校の教育の中で人権教
育はどうなつていくのか。小
学校、中学校、高校のカリキュラム
の中でどのように押さえて指導され
ているかといふことを聞か
せていただきたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 今、先生人
権についての御質問があつたわけで
ございますけれども、日本国憲法、そ
して教育基本法の精神にのっとりま
して学校教育が行われているわけで
ございます。日本国憲法で申してお
ります基本的人権、こういうものの
尊重の精神といふことを学校教育の
活動の場で指導していこうと、こ
ういうことでございま
す。

人権教育につきましては、児童生徒
の発達段階がございまして、発達
段階に即して系統的に実施をして
いくことが大事であるといふ考
え方で人権教育の充実を努めて
いるわけでございます。

小学校におきましては、社会科に
おきまして日本国憲法について学
習する中で基本的人権尊重の重
要性といふものを指導してござ
います。道徳におきましては、
だれに対しても差別することや偏見

を持つことのないよう指導を行つて
いるところでございます。

中学校の社会科におきましては、
小学校におきまして指導を踏ま
えまして人間の尊重の精神につ
いての考え方を深める。道徳に
おきましては、人間の尊重の精神
をはぐむように指導している
ところでございます。

それから、高等学校におきまして
は、地理歴史科あるいは公民科に
おきまして人間の尊厳や基本
的人権の保障について指導を
いたしますとともに、特別活動
におきまして個人及び社会の一
員としてのあり方、生き方に
関する指導を行つていく
ところでございます。

これらの教育を通じて、特に同
和教育につきましても、人類普
遍の原理でございます人間の
自由と平等にかかわる問題
であるといふ認識のもとに
その充実を図つていくこと
でございまして、具体的に
は教育推進地域あるいは研
究指定校の指定、研究協
議会の開催、同和教育資料
の刊行等を通じてその充
実に努めているところで
ございます。

基本的人権の尊重といふことにつ
きましては、学校教育の基本
といふ考え方のもとに今
までも充実に努めている
わけでございますが、今
後も指導の徹底に努め
てまいりたい、このよ
うに考えております。

○乾晴美君 そういう立派なことを
聞かせていただいても、おや
と思ふような事件があつた
わけですね。

それは、新教育課程について品川
区の教育委員会が九〇年の十月に
開きました講演会で、文部省の初
等中等教育局の遠藤友雄という
教科調査官が差別発言をなさ
つたそうです。そのことをた
だしましたところ、その方は、
人権とか同和とかいふ問題
について非常に認識が浅かつた
、知識として勉強していた
つもりであつても深く認識し
ていなかったといふように弁
明をなされたそうなんです
けれども、これは認識が浅い
といふ問題では私はないと思
ふわけなんです。人権といふ
ことをや

つばりないがしろにしている文部省のあり方を問われる問題だというように思います。ほかの人が言ったんでなくて、文部省の方が言ったというところに非常に大きな問題があると思うんですね。人間を愛し、人の人格というか人権を認めようとするのに認識が浅かったというのは、それこそ人権とは何かということをおぼろげにわかっていないかというように思うわけですね。ですから、人権について学習するときは知識として教えるのではなくて、やっぱり血となり肉となるような指導が必要であるというように思います。

同和教育というのは、同対法ができた昭和四十四年からいけばもう二十四年にもなっているわけなんですけれども、それでもやっぱり今なおこの同和差別がなくならないというのは、人権というところについて血となり肉となっていくような人間愛というように思うんですね。

私も、きょう森山文部大臣の始球式を見せていただきました。そのときに、黄色の上下のジャージを着られてさつそうとマウンドに出られる。わあっと大観衆が手をたたいた。その中で、頑張れよとか、ああ女性が出てきたという皆さんに相呼応してさわやかな顔でそれにこたえられているという、これが人間の愛だろうと思うんですね。頑張れと言った、ありがたうと言った、こういう本当に美しい姿がそこにあつたと思うんですが、基本的なことというのはそういうことだろうと思うんです。

しかし、この「全国のあいつぐ差別事件」という本の一九九二年版とか九一年版を見ても同じようなものが出ていないんです。毎年こういうように全国に相次ぐ差別事件が出てくるということ、これを文部省としてはどのようにとらえておられるのかということ、事もあらうに同和教育の中心であるべき文部省の調査官の差別発言についても文部省としてはどのような御見解を持っておられるか聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(野崎弘君) 御指摘の文部省の教科調

査官の発言、これにつきましては今先生御指摘ございました。私もといたしましては同和教育の重要性あるいは同和問題についての正しい認識というものの欠けた発言と、このように厳しく受けとめておりまして、極めて遺憾なことであると、このように考えております。

文部省におきましては、この同和教育の重要性というところにかんがみまして、従来から学校教育及び社会教育を通じて広く国民の基本的な人権の尊重の精神を高めると同時に、対象地域の教育、文化水準の向上に努めることを基本にしてその推進に努めてきたわけでございます。そういう努力にもかかわらず、このたびのような発言が文部省職員によつて行われたことは大変遺憾なことでございます。極めて遺憾なことでございます。二度とこのような発言がないように、今後とも職員の研修あるいは同和教育の推進に努めていく所存でございます。

今、差別事象のお話もあつたわけでございまして。私もといたしましてこの差別事象がなお頻発して出てくるというようにございまして大変憂慮しておるわけでございまして、いろいろな形でまさにこの同和教育の重要性ということで指導の充実もして文部省自体におきましても努力をしておるわけでございまして、この問題の解決に向けていかなければならないという気持ちを持っている次第でございます。

○乾晴美君 私は、この前の質問のときに、「地球の掟」の副大統領のゴアの話をさせていただきまして、この後ろの方に「機能障害家族」という言葉が出てくるわけですね。

ちよつと時間ありませんので、それはどんなことを言っているかということ申し上げられませんが、この「機能障害家族」という中で育つた子供は、やっぱり子供時代に身につけたそれを大人になつてもまた自分の家庭に引き継いでいく。ですから、何世代にもわたつてそういうことが続くんだけれども、中載っているわ

けです。そして、人間を疎外化していくとか虐待の形に出ていくだとかといった事例も出てくるわけなんです。

やっぱり、親の考え方とか生き方ということもその子供にだけ影響を及ぼすかということもよく私わかるわけですね。人権について親と子供がちゃんと話をすることで話さされているのかということの問題になつてくるだろうと思うんですね。本当に親が真の人権意識というのを持つて子供に接していけば、何世代にもわたつてそういうことが引き継がれるということもないだろうと思うんです。

それがなされていかないということで、学校教育を先ほど聞かせていただきましたけれども、やっぱり家庭教育ということも重要になつてくるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) ただいま先生の御指摘ございましたアルバート・ゴア著の「地球の掟」というのを拝読させていただきました。

御指摘のように、家庭というのは親と子の触れ合いを通じて基本的な生活習慣の形成、情緒の安定等を一番最初に得る大変大切な場でありまして、そこで思いやりや人権を尊重する心などを培う重要な場である、このように認識をいたしております。

ただ、私どもの立場といたしますと、家庭でどのような教育が行われるかということにはやはりこれは直接介入すべきではないので、家庭教育のあり方について親がいろいろな疑問を持ったりあるいは悩みを持ったりするときに、それに対してこたえていく、相談に応じていく、このようなことを基本にいたしておるわけでございます。

そこで、家庭教育に関する学習機会や相談体制の整備を図るということも基本的に進めておりますし、また来年が国際家族年ということもございまして、先般は大臣にも御出席いただきましたが、新しく「フォーラム家庭教育」といったようなものも開催をいたしたところでございます。

今後とも、親を初め多くの人々が人権に関する正しい認識を持って家庭で子供に対して接するように所要の施策の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

○乾晴美君 家庭の中の会話にまでは入れないというふうなお答えなんですけれども、日本人はよく本音と建前というのを言うと思うんですね。そのときに、本音で語っているのが家庭の中の子供の前の会話だろうと思うんです。その本音の中ですれ違う人間愛というか人にやられて嫌なこととは自分もやらないんだとか、それから人にも人権があるんだという、そういうことがどしどし入れば私はいいんだと思うんです。ですから、家庭の中で語られているところにまでメスを入れないか、この同和の問題というのはなくならないんじゃないかというように思うわけです。

その次に、森議員もおっしゃっていましたが、私も、いじめとか虐待とかいうのもやっぱり人権ということ、そういう人を愛するだとかやられて嫌なことはやらないといったようなことがよくわかってないんじゃないか、理解されてないんじゃないか、血となり肉となつてないんじゃないかと思うんです。ですから、いじめによつて死亡するという事件が出てきたりしますと、本当に何とも言えないというか、人を愛するということの本当の意味がわかってないんじゃないか、この間の山形県でマツトに巻かれて亡くなったということをお聞きしますと、言語道断だというように思うわけですね。

ですから、やっぱりこれは学校教育も必要ですし、それから家庭教育も必要だけれども、また社会教育も大事だということ、ありとあらゆる場面と同時に進行していかなくやらない問題なんではないかというように思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(前畑安宏君) ただいま先生御指摘のとおりだと思います。私ももて来から、社会教育の分野におきましても人権教育ということについては各自自治体に対して積極的に取り扱っていた

だくようお願いをいたしております。

具体的に若干の例を申し上げますと、例えば日高市の教育委員会では子供の人權と家庭教育といったことで講習の場を持っておりますし、またこれは福岡県の築城町でございますが、人權学習、家庭と人權、同和教育といったようなことで講話とか映画で学習の機会を持つというようなことがいろいろと行われておるところでございます。

しかしながら、さらにまた現在の状況でも必ずしも十分でない状況がございますので、昨年七月生涯学習審議会からいただきました答申では、生涯学習というのは基本的に、いつでもどこでも、だれでも、何でもということでございますが、何でもというのではなくて、やはり積極的に学習機会を設けるものがあるのではないかとということで、「現代的課題に関する学習機会の充実」ということを御提言いただきましたが、その現代的課題の一つの例として人權というのがあるということをはつきりと御指摘をちょうだいいたしております。

今後は、その答申の趣旨を踏まえまして、地方公共団体に対するいろいろな補助事業等につきましてはぜひそういった現代的課題、人權を含めた現代的課題についての学習機会の充実ということについて指導をしてまいりたい、このように考えております。

○乾晴美君 学校以外でも社会でも、私今民主改革連合の人権局長をさせていただいておりますけれども、当選させていただいて、昨年は十八波というぐらいで、第二期十八波というわけで、一期から来ておったんだと思うんですが、十八回にわたって全国の方々が何としてもこの同和の問題を考えてほしい、基本法というか、そういうものを制定してほしいということがあったわけですね。ことしに入りまして第三期になって、第三波、第四波の中でこの事象が出てきたわけですね。結婚差別、もういろいろなことが出てきました。

私、その会に参加させていただいて、改めて昭和四十四年からそういう法律ができ、学校教育も

充実され、今おっしゃられましたように、ありとあらゆる申し分ないぐらいたの手を尽くされているにもかかわらず、やっぱりこういう事態が起こってきているということは非常に大きく考えてみなさいいけない問題ではないかというように思うわけですね。それは単に子供の問題だけではなくて、大人の問題でもなければ、そして地域の問題でもなければ、日本の国の問題でもないわけなんですね。もつと国際的にも、いわゆるみんなが住んでいる地球の人權というところまで思いをはせていかなければならないんじゃないかと思っております。

それで、私はこの間、子供たちや子孫のために人權に投資をということで、国際的な人權団体のアムネスティ・インターナショナルを代表する国際執行委員長のロス・ダニエルズ氏が来日したときに、一月二十九日の朝日新聞ですが、インタビュにに応じて、日本の政府や市民が国際社会の一員として率先して人權問題に道義的な取り組みを行ってほしい旨を述べられたそうなんです。

そのことに関して文部省の御見解を伺って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 文部省といたしまして、特にこの学校教育におきまして、今先生御指摘の国際的な人權問題も視野に入れた教育ということとは大事なことだと思っております。

特に、国際的な交流が進む中で、広い視野に立った人權尊重教育を推進するというところで、今回の学習指導要領の改訂におきましても小中高等学校の教育課程の基準の改善の中で国際化の進展を視野に入れた人權尊重教育充実、こういうことを図っているところでございます。

例えば、小中学校の社会科におきまして、世界と日本の関係の中で全世界の人々が平和のうちに生存できる世界を実現していくことが大切であるということについて考えさせるよう指導することとしております。また、道徳教育におきましても、基本的人權尊重の精神の徹底を図ることを基本に、例えば小学校の道徳におきましては、だれに

対しても差別することや偏見を持つことなく、公正公平にし、正義の実現に努めるよう指導するというところでございまして、中学校におきましても同様の趣旨で広い視野に立った人權尊重教育が図られるよう、内容の改善を図っているところでございます。

今後とも広い視野に立ち、児童生徒の発達段階に応じまして人權尊重の教育が各学校の実際の指導の場で各教科等を通じて的確に行われるよう指導の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

○乾晴美君 憲法にうたわれております基本的人權が守られますように、なお一層の努力をお願いして終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小林正君 先ほど来話題になっております選抜高校野球、これは記念大会ということで、大会歌も先ほど御紹介されましたように「今ありて」という新しい曲になりました。

この作詞家の阿久悠さんが、人生に今を省略することではできないという指摘をされております。人生それぞれのライフステージの中でかけがえのない時を積み重ねて人生を完成していくという点から考えますと、今という問題について阿久悠さんが提起をされております「未来も扉を開く」というところへ至る子供たちの今を考えると、かなり大きな省略がなされていると思われて仕方がないわけですね。阿久悠さんもこのことについて、そうした点を指摘をされながらこの歌詞をつくられたというふうな何についているわけですね。「今ありて未来も扉を開く、今ありて、時代も連なり始める。子供たちの今」ということを考えますと、先を急ぎ過ぎてなかなか今の子供時代を大切に生きるということに欠けているんじゃないかなという懸念を強く持つ者の一人でございます。

そういう点で、昨年九月から学校五日制が始まりましたときに、塾に通っている子供たちにマスコミがインタビュをいたしました。その中の一人の男の子に、みんな学校五日制でよいは休ん

でいるんだけれども、君はどうなのと聞いたんです。そうしたらその子は、先へ行つて家がでるから、こういうことを言っておりました。

私は、先へ行つて家がでることを期待して今を駆け足で通り過ぎていく子供たちと、今を子供として生きることで充実させるという子、このことについて阿久悠さんのメッセージ、そしてきょう大会に参加をされた文部大臣、先ほど御感想を述べられましたけれども、あわせてどのよう受けとめておられるか伺いたいと思っております。

○国務大臣(森山眞弓君) 私も新しい大会歌がつけられたということを聞いておりまして、字の上ではこの詞を拝見しておりますが、なかなかいい言葉だというふうな思っておりますが、きょう現実にはその場で曲をつけたものが演奏されるのを聞かしまして、まことに若い人のエネルギーを感じさせる、すばらしいというふうな思った次第でございます。

それで、私ごあいさつのときに最後の締めくくりに、今ありて皆さんの未来もあるのですというように口にしてしまったわけでございますが、大変感動的なよい歌ができたと思つた次第でございます。

先生御指摘のように、子供たちにとって、人間すべてにとつてですが、今を大切にすること、とはとても重要なことだと思っております。特に私は、若い人たちが、大変元気でつらつとスポーツを運動に勉強に励むことができるのは当たり前前の話だというふうな受けとつていっているのではないかと、うふうふ感じがいたしました。いやそれはとも今それこそ貴重な一瞬一瞬なんだよということ、阿久悠さんは特にそういう意味も込めておっしゃっているんじゃないかなというふうな若い人たちの顔を見ながら思つたようなわけでござい

ます。

御指摘のように、子供たちが今子供として幸せであり充実し、そして未来の成長のために蓄積をしていくということが大変大事だというふう

えます。
○小林正君 今の文部大臣のお話を伺いまして、教育基本法の中でも人格の全面的な開花ということを目指して、それぞれのやっばりかけがえのないライフステージを生き抜いていくということの意味というものを、これは全く私も同感でございます。

平成四年に文部省は十月段階で学制発布百二十年という大きな節目を迎えまして、日本の近代教育についてこれを検証して、これから新たなスタートを切るという式典も催されたわけでございまして、この百二十年の歩みと、それから戦後教育と言われるものから間もなく五十年を迎えるというこの九〇年代、激動する社会の中において、日本の教育制度については一方においてサクセスストーリーであったという高い評価もある一方で、大変そのひずみも大きいという指摘もされております。

そして今日、戦後スタートした教育制度そのものについて、ではどうかということになりますと、現在の社会経済情勢の中にあつて、現在の公教育を中心とした教育制度というものが果たして十分に機能し得ているであろうかどうか、そのことが今問われていると思えます。制度は大変大きなきしみあるいは悲鳴を上げているような状況があるのではないかと。国民の公教育への期待という点で考えてみても、かなり公教育離れが顕著に進行しているという状況もございします。

ここで、やっぱり二十一世紀、二〇一〇年なり二〇年を展望した形の中で、新たな経済社会発展計画の中に位置づくような教育改革といえますか。教育の制度改革を含めた問題提起が必要ない段階を迎えているというふうには思いません。先ほど木宮先生から、自民党がこの問題で六部会に分かれて御検討されているというお話もございました。今やそういうときだというふうに思うわけです。そういう意味で、今度一月に誕生いたしましたクリントン政権の中で民主党の進歩的政策、変革への挑戦という提言といえますかそういう提起も

して、教育についても一部を割いて、教育の機会の拡大を図るという視点から生涯教育の問題を中心といたしまして、具体的に大きく言いますと三つの柱で問題提起がされているわけであります。アメリカでもやはり公教育をどう活性化するかという課題が大変大きな問題になっておりまして、ミネソタからスタートいたしましたいわゆる公認学校、公立学校の基本原則を踏まえて、それぞれの地域の特殊性なりニーズにこたえる学校の設立ということの中で、学ばしめ選択権を与えるというところから公教育の活性化を図るという試みがカリフォルニア、そしてその他の州へと今進行している、そのことについてさらにこれを促進すべきだという提起を一つしております。

もう一つは、ドイツ、オーストリアで伝統的に行われております徒弟制度、日本の言葉で言いますとかなり誤解を招きやすい表現ではありますけれども、職人、親方に知識や技術を学びながら生きるための努力をしていくということ、この制度が具体的にドイツでどういう効果を持つかといえますと、大学卒といわゆる高卒の間におきまします賃金格差、そして失業率等の問題でかなり評価すべき影響が出ている。そのことに学びながら現代的徒弟制度といったようなものをアメリカでも取り入れるべきだという提起が一つ出ております。そして三つ目は、市民部隊といえますかナショナルサービスとして公共事業その他に給料をもらいながら努力する、そうした学生たちに奨学金、そしてまた就学のための資金というものを蓄積させる。さらには、住宅建設に向けてもそうした蓄積にこたえられるような制度としてこれをシステム化するというような提起をしております。

これは、第二次世界大戦直後のいわゆる復興兵に対する教育というのを国費で行っていくG.I.ビルのと言われる制度を取り入れてアメリカの生産性の向上に大変寄与した。四九年にはGNPの百分程度がそのことに費やされたということもその中で述べられているわけですが、そうした具体的な経済社会発展計画の中に位置づく教育改革

といえますか、日常的に子供たちが悩んでいる問題がたくさんございします。

例えば、現代版徒弟制度が目指すものは何かと申しますと、そうした大卒と高卒間の格差の是正とあわせまして、アメリカで社会問題になっているのは十代の問題でありまして、その中で特に言われているのは麻薬と、それから妊娠の問題であるわけですね。こうした問題についても、具体的に生きるための知識と技術を与えることによって人生の目的をきちっとさせる、そのことを通してそうした社会問題解決への道筋もひとつつくつていく、こういう目標もあるわけですね。

翻って我が国で考えてみますと、実際問題としてアメリカと社会基盤や教育制度や、その他連邦政府と州の関係等を考えてみてもいろいろ違いがございします。一律の比較はもろんできませんけれども、そうした問題提起を通して教育論議が今アメリカで進められているわけでありまして、現在の制度に対する、あるいは社会的なゆがみをどう是正するか、教育の分野でそれをどうするかという問題提起としてそのことが今論議をされている。

そのことを翻って、我が国ではじやどうなんだろうかと考えてみますと、どうも私は、ことしの二月に中野区で教育委員の準公選の問題がございました。四回目、十三年目を迎えるわけでありまして、けれども、スタート当初はかなり住民の皆さんの関心も高かったわけですが、また教育に関する全国的な住民運動の耳目を集めて大きな関心を呼びましたが、結果として、文部省の指導が大幅にかつたんだと思いますが、中野区以外のほかの自治体には広まらなかったという問題がございします。

昭和三十一年にいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定をされまして、教育委員が公選制から任命制に切りかわった教育二法の経過があるわけですが、当時まだ日本の民主主義が成熟していないというその立法の一つの理由として言われてきたことが、今日デ

モクラシーというのははやっばり日本国民の血肉になつていて、そしてさらには、冷戦構造が終えんをして共通の価値観に基づく議会制民主主義における主権者としての国民の政治への参加、教育への参加、そうしたことが今求められているわけですから、教育におけるさまざまな住民運動が全国でありますけれども、そうしたことに道を開く上でも住民に地域の教育に直接責任を負ってもらう。その体制として、私は準公選は反対なんです。むしろ地教行法を改正して公選制を復活する、そしてそのことによって主権者としての国民が地域の教育に主体的に責任を負う条件を整える。かつて懸念されていたような事態は、もはやこの新しい時代の中で南北軸といえますか共生の思想に変わっているわけで、東西軸の対決のイデオロギー的な問題から脱却しているわけですから、そうした視点に立つてこの問題についてはもう一回大胆に再検討をすべきではないかと、このように考えております。つまり、民主主義にとつては例外の部分があつてはならないと、このように思うからでございます。

それから、先ほど来の議論の中にもありました、教育予算の問題について私も予算委員会等の場で指摘をしましたけれども、やはり教育計画というものは中長期的な展望に立つて弾力的に運営されなければならぬという時代社会の進展に合わせた対応としての問題を持つていっているというふうに思っています。

そういう点で考えますと、やはりこの問題については単年度主義、そして物件費が年々、あるいはまた政策的経費が削られるような関係の中でのシーリングからの脱却、このことを第一原則としてやっていく必要があるだろう。と同時に、規制緩和というものが各省庁全体に対して日本の特別な行政上の問題として指摘されているわけですが、文部省も大胆な規制緩和をやるべきだといふふうには思います。そのことを通して本場に現場の教職員が自由で生き生きとして、免許状を持つた専門職としての責任が果たせる体制をぜひ考

えていただきたい。

そのことがありませんと、先日私のところにこの三月で小学校長をおやめになる先生からお手紙をいただきましたけれども、やはり免許状を持った専門職とは何なのかということについて国政レベルでもぜひもう一回考えてほしいという御指摘がございました。余りにも行政や司法が、法曹界というふうに着いてありましたが、教育に手出し、足出し、口出しが過ぎるんじゃないのかと、こういう指摘でございました。それが結局、専門職としての教師の誇りややる気というものを失わせる原因になっている。そういう点で、ぜひ鼓舞激励するような試みも大胆に提起できるような対応をぜひお願いしたいというふうに思っています。

そうした戦後教育全般にわたる問題点の見直しと、新しい二十一世紀へ向けての本来に日本の経済社会発展計画の中で教育固有の目的はきちんとして、社会の中の教育、社会に出ていく子供たちのための社会のありようも含んで教育改革というものをと大きくとらえ直してやっていく必要があるんじゃないか。

そのための審議機関の設置というものも早急に検討して、戦後五十年を迎える一九九五年段階までに何らかの体制をつくって、それこそ共通の価値観に基づく教育論議を展開できるような条件づくりが求められていると思いますので、文部大臣のこの問題についての御見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生が最初におっしゃいましたように、我が国の教育はこれまで経済社会の発展の原動力となつてまいりまして、国民生活や文化の向上に大きく寄与してきたということは事実であると思いますし、私どもの先輩方が大変努力をしてくださった成果でありまして、誇るべきものであると考えております。

しかし、最近経済社会が急激に変化しておりますので、二十一世紀に向かって我が国が創造的で活力ある社会を築くためには、このような時代の

大勢に対応した教育改革の推進が極めて重要であるということもまた先生の御指摘のとおりでございます。

昭和五十九年に内閣直属の審議会といたしまして臨時教育審議会が設けられまして、教育及びこれに関連する分野にかかわる諸施策に関して広くかつ総合的に検討を行おうということで勉強していただきました。当時の中曽根総理も諮問に当たりました。「教育改革が、単に教育の改革にとどまらず、それを通じて我が国社会そのものの改革にも及ぶものである」というごあいさつをしておられます。

その臨時教育審議会は、個性重視の原則、それから生涯学習体系への移行、変化への対応という三つの視点に立たれて、四次にわたる答申を総理大臣に提出されました。数々の改革提言があったわけですが、その中には文部省以外の省庁の所掌に属する事項も多く含まれておりまして、政府といたしましてはこれらの答申を最大限に尊重することを閣議で決定いたしました。政府全体として各省協力して教育改革を進めてきたところでございます。

文部省におきましては、現在臨時教育審議会とかその後の中央教育審議会、大学審議会、生涯学習審議会の答申などを踏まえまして、社会の変化や文化の発展などに対応した教育改革の推進に最大限の努力を払っているところでございます。

また、さきに内閣総理大臣から諮問を受けて経済審議会から答申がなされまして、政府全体で決定いたしました生活大五カ年計画におきましても、二十一世紀に向けた我が国経済社会の発展基盤の整備という観点から、個性的、創造的な人材の育成のための教育の充実ということに大変力が入れられておりまして、各種の施策が盛り込まれておりまして、政府挙げてその推進に努めているところでございます。

先生の御趣旨に沿いまして、これからもこれらの場を通じて、またそれらの御提言を逐次実行に移していくということで努力を続けていきたいと考えております。

えております。

○委員長(松浦功君) 以上をもちまして、平成五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦功君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松浦功君) 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山文部大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) このたび、政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、我が国は、情報化、国際化等社会の変化が著しく進展しており、このような社会の変化に対応して、これからの教育についても、単に知識や技能を身につけるだけでなく、児童生徒がみずから考え、主体的に判断し行動できる資質や能力を育成することを重視する教育へと質的改善を図ることが必要となっております。このためには、児童生徒の能力・適性、興味・関心等一人一人の個性に応じて指導方法を工夫するなど、教育の個性化を推進することが不可欠であります。

これまで、小中高等学校等の学級編制及び教職員定数の標準につきましては、昭和三十四年以降数次にわたる計画的に改善を図ってきたところで

ありますが、このような社会の変化に対応して教育の一層の個性化を推進するため、小中学校においては複数の教員の協力による指導などの新しい指導方法の工夫改善を行うための教職員配置を、また高等学校においてはすべての学校で四十人学級を実施するとともに、多様な教育課程の編成、指導方法の工夫改善を図るための教職員配置を行うこと等を中心として、平成五年度から平成十年度までの六年間でさらに計画的に改善を図ることとしたものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず第一は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準の改善であります。すなわち、公立の小中学校及び中学校の複式学級及び特殊学級の学級編制の標準並びに公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制の標準の改善を行うことといたしております。

次に、公立の小中学校及び中学校の教職員定数の標準につきましては、複数の教員の協力による指導等指導方法の工夫改善が行われる場合に、政令で定めるところにより教員の数を加算することができるとするともに、大規模校の教頭の複数配置、生徒指導担当教員等の充実並びに養護教員、学校栄養職員及び事務職員の数につきまして改善を行うことといたしております。

公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準につきましては、小中学校に準じた改善を行うほか、養護・訓練担当教員及び寮母の数につきまして改善を行うことといたしております。

第二は、公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の標準の改善であります。すなわち、公立の高等学校の学級編制の標準につきましては、全日制課程の普通科等における一学級の生徒の数の標準を現行の四十五人から四十人に改善することといたしております。

また、公立の高等学校の教職員定数の標準につきましては、多様な教育課程の編成、指導方法の

工夫改善のための教員の充実、大規模校の教頭の複数配置、生徒指導担当教員の数等を充実にするとともに、定時制の課程及び通信制の課程の教員並びに養護教員及び事務職員の数につきまして改善を図ることとしたております。

次に、公立の特殊教育諸学校の高等部につきましては、学級編制の標準の改善を行うとともに、教職員定数の標準につきまして、大規模校の教頭の複数配置、生徒指導担当教員の配置並びに養護教員及び寮母の数を改善することとしたてしております。

第三は、経過措置についてであります。

この法律案は平成五年度から施行することとしておりますが、その実施につきましては改正後のこの法律の標準に漸次近づけることを旨として、必要な経過措置を設けることとしたてしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松浦功君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第二一四号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第二二七号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請願(第二一八号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第二二五号)(第二四〇号)(第二

七七号)(第二八二号)(第二九一号)

第二一四号 平成五年二月十二日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二通)

請願者 熊本県八代市日奈久竹之内町三、二七六 山本巖 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二一七号 平成五年二月十二日受理
三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市寺本五ノ一四ノ一 ビューハイツ八二二 宮崎正直 外九百九十九名
紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二一八号 平成五年二月十二日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請願

請願者 神戸市須磨区東町二ノ一ノ二九 松山四郎 外九百九十九名
紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第七四号と同じである。

第二二五号 平成五年二月十五日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二通)

請願者 熊本市田崎三ノ二ノ四二 馬場朝子 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四〇号 平成五年二月十六日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二通)

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘一ノ一五ノ一 六ノ一〇四 森本信子 外十六名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七七号 平成五年二月十六日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本市蓮台寺町一、〇六二ノ二 小田吉雄 外九百九十九名
紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八二号 平成五年二月十七日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二通)

請願者 熊本市田迎町良町一、〇一七ノ五 谷富和昭 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九一号 平成五年二月十八日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二通)

請願者 熊本市新生二ノ一〇ノ一一 城克之 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

三月五日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月五日)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

三月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三〇〇号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三〇三号)

一、私学助成の充実に係る請願(第三〇六号)(第三一〇号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三一三三号)(第三一四〇号)

一、私学助成の充実に係る請願(第三一五五号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三二六二号)(第三二六九号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の大幅増額、障害児教育の充実、教育費の父母負担軽減に関する請願(第三三六四号)

一、私学助成の大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第三三六六号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三三八八号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三三九九号)(第三七〇号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願(第三七五号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願(第三七九号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(第三八〇号)

第三〇〇号 平成五年二月十九日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 北九州市小倉南区徳力二ノ一ノ一 五 村上学 外九千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

平成二年度から生徒急減が始まり、十年後には中卒生が現在の三分の二に減少する。この急減期こそ、「四十人学級」三十五人学級の早期実現、「学校規模の適正化」、「公私学費格差の解消」など、理想的な教育環境をつくるチャンスである。私たちは、公私ともに四十人学級に着手し、三十五人学級を目指すことを強く求める。また私学においては、従来から要請している経常費二分の一助成や施設設備助成の充実とともに、急減期に関する特別助成がどうしても必要である。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、行き届いた教育を進めるために、高校では四十人以上の学級を即時になくし、三十五人学級を目指すこと。また、すべての小・中学校で三十五人学級を実現すること。そのために、教職員定数を増やすこと。

二、私学に対しては、生徒急減期への特別助成公立並みに四十人から三十五人学級を実現するための助成、学校規模の適正化・縮小に対する助成、父母負担を軽減するための授業料一律助成（実現すること）。

三、経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、施設設備助成を実現すること。

四、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

五、希望するすべての障害児に発達段階に応じた後期中等教育を保障し、充実させるための措置を講ずること。

六、専修学校に対する私学助成を拡充するとともに、公教育の一環としてふさわしい教育ができるように指導を行うこと。

第三〇三号 平成五年二月十九日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 岩手県花巻市南城一〇四 村田真 寿美 外九千九百九十九名

紹介議員 椎名 素夫君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三〇六号 平成五年二月十九日受理

私学助成の充実に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六 四〇 森田恒雄 牧君

紹介議員 村沢 牧君

私学振興は、国の重要な責務であり、私学助成の充実・改善は、今後重点的に取り組むべき施策である。長野県において、私立高等学校に通学する生徒は約一万四千人で、県下高校生の約十五％を占め、公教育を担う私立高等学校に対する国の助成は極めて重要である。加えて、高等学校入学対象者数は平成二年度をピークに平成三年度以降急減期に入り、私学経営は極めて厳しい状況下にある。また、生徒の初年度納付金の平均は県立高校の約四倍となっており、父母負担の軽減も強く求められている。一方、私立大学は我が国が高度な教育研究体制を確立して、国際社会に貢献する上で重要な役割を担っており、国の助成拡充が極めて重要である。ついては、私学教育の重要性にかんがみ、次の措置を採らねばならない。

一、高等学校生徒急減期を迎え、学校規模の縮小など私立高校の教育条件の維持向上等に資するため、私立高等学校等経常費補助の改善充実を努めること。

二、私立学校に対する教育施設補助の充実を努めること。

三、私立大学の教育研究のより一層の充実のため、今後ともその経常的経費及び教育研究装置等の補助の充実を努めること。

私学助成の充実に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二 溝上正男

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三二三号 平成五年二月二十二日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願（十五通）

請願者 福岡県宗像市自由ヶ丘南一ノ一四 ノ一二 毛利弘美 外二万八千四百二十八名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三三〇号 平成五年二月二十三日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 北九州市門司区大里東四ノ七ノ二 五 藤田正明 外千九百九十九名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三三五号 平成五年二月二十三日受理

私学助成の充実に関する請願

請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛 永

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三四三三号 平成五年二月二十四日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 北九州市八幡西区小鷺田町一ノ一 一 松隈義明 外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三四四号 平成五年二月二十四日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 北九州市小倉北区東篠崎一ノ一ノ一五ノ一、一〇七 鈴木博史 外千九百九十九名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三四五号 平成五年二月二十四日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願（五通）

請願者 福岡県八女郡星野村五、〇六二 高木瑞穂 外八千五百七十七名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三五一号 平成五年二月二十四日受理

私学助成の充実に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 二、二〇二 西山平四郎

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三六一号 平成五年二月二十五日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡市東区八田一ノ九ノ三 工藤 忠博 外三千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三六二号 平成五年二月二十五日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡市東区八田一ノ九ノ三 工藤 忠博 外三千九百九十九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(五通)

請願者 福岡県久留米市荒木町荒木一、九

一八〇九 室峰春 外九千九百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三六四号 平成五年二月二十五日受理

三十五人以下学級の実現、私学助成大幅増額、障害児教育の充実、教育費の父母負担軽減に関する請願

請願者 岐阜市宇佐四ノ三ノ二 黒田

誠 外三百六十九名

紹介議員 高井 和伸君

年々増加する登校拒否・不登校、高校中途退学に象徴されるように、日本の教育は深刻な問題を抱えている。教育内容の国際化が言われる一方で、学級定員など教育条件は、欧米に比して劣悪なままになっている。教育費の父母負担は家計を圧迫する要因となっている。取り分け、私学の学費は父母負担の限界を超えている。障害児の地元で学校での適正な就学を保障すると同時に、高等部での重複障害児学級の拡充などの早急な改善が望まれる。については、すべての子供に行き届いた教育を保障して欲しいという父母、国民の声に耳を傾け、生徒急減期に入つた今、教育条件の大幅な改善を進めるために、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、一人一人の子供に行き届いた教育を保障するために、三十五人学級を即時実施すること。また、学校、教育にゆとりを保障する教職員定数抜本改善を行うこと。
- 二、私立学校に対する「経常費(教育費)の二分の一助成」を直ちに実現するとともに、生徒急減に伴う学級、学校規模適正化・縮小などのための特別助成を実施すること。
- 三、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた後期中等教育を保障・拡充すること。

四、高校、大学の授業料の引下げ等、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。

第三六六号 平成五年二月二十五日受理

私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県大村市水田町一、三七八〇

七 帯屋美恵子 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

私たちは、子供と教職員が人間的に触れ合い、すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばす教育を切に求めている。こうした中で、中学卒業生は平成二年度から急減期に入った。そして、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期こそは、「高校四十・三十五人以下学級の実現」、「学校規模の適正化」、「進学率の向上」、「公私格差の解消」など、公私合わせて行き届いた教育環境をつくる好機である。そこで、生徒急減期という条件を生かして、公私ともに高校の四十人以下学級に直ちに着手し、三十五人以下学級を目指すことを強く求める。同時に私学がこの条件を整えるためには、急減期特別助成がどうしても必要である。具体的には、教育条件改善のための特別助成と、父母負担軽減のための授業料助成の拡充を切に求める。また、行き届いた教育を保障するためにも、障害児教育の充実が求められている。については、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。
- 1 経常費の二分の一助成を早期に実現すること。
- 2 生徒急減期の特別助成(公立並みに四十人から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学校規模の適正化に対する助成)を行うこと。
- 3 施設・設備の助成を行うこと。
- 4 父母負担を軽減するための授業料への一律

助成を実現すること。

二、すべての子供に行き届いた教育を保障するために、教職員の数をもっと増やすこと。

三、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現すること。

四、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科等三十五人(職業科三十人)定時制二十人)以下学級を早期に実現すること。

五、高校・大学・幼稚園の授業料引下げ等、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。また、大学の門戸を広げるとともに、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

六、希望するすべての障害児に発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

第三六八号 平成五年二月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 高知県幡豆郡西土佐村江川崎一六

一 森正和 外九百九十九名

紹介議員 平野 貞夫君

国民は、子供と教師が人間的に触れ合い、すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばす教育を切に求めている。しかし、このような人間教育を進めるためには、四十五人以上の過大学級では大変な無理がある。既に欧米諸国では、高校の学級定員は二十五・三十五人が常識である。また、平成四年度の私の初年度納入金が百万円台となり、神奈川・東京の高校では七十二万円を超えるなど、年々加重になる教育費負担も父母・国民にとって極めて深刻な問題となっている。平成二年から中学卒業生が急減し、十年後には高校生がピーク時の三分の二に減少する。この時期こそ、私学を含むすべての小・中・高校で欧米並みの学級定員など、理想的な教育環境をつくる好機である。しかし、私学が急減期問題を解決するためには現

在の経常費助成だけでは困難で、ましてや急減期という特殊な社会要因を私学の内部努力だけで乗り切ることができない。そこでどうしても必要なのが、私学に対する急減期特別助成であり、具体的には、教育条件改善のための特別助成と、父母負担軽減のための授業料助成の拡充である。愛知県で公立学校と同水準の教育条件を保障するための「急減期特別助成」を制度的に発足させたほか、数県で私立高校の四十人学級に向けた予算が新設された。については、次の事項について速やかに実現を図りたい。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。
 - 1 経常費の二分の一助成を早期に実現すること。
 - 2 生徒急減期特別助成(公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)をすること。
 - 3 施設設備助成をすること。
 - 4 父母負担を軽減するための授業料の一律助成を実現すること。
 - 二、私立幼稚園への助成を大幅に増額すること。
 - 三、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現すること。
 - 四、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、三十五人以下学級実現に直ちに着手すること。
 - 五、高校・大学の授業料を引き下げるなど、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化を策定すること。また、大学の門戸を広げ、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。
- 第三六九号 平成五年二月二十五日受理
- 小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
- 請願者 広島県安芸郡音戸町高須一ノ九ノ七 大内敏春 外千三百七十七名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第三七〇号 平成五年二月二十五日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 広島市南区宇品西四ノ五五ノ四〇一 市田秀穂 外九百五十九名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第三七五号 平成五年二月二十五日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現と私学助成の抜本的拡充等に関する請願
請願者 福島県会津若松市一箕町大字八角字中村東二七三ノ二 木村喜一 外千四百九十九名

紹介議員 鈴木 省吾君
どの子供にも行き届いた教育を保障することは極めて当然なことであり、小中学校では、平成三年度四十人学級完結に続いて、三十五人以下学級の実現は、緊急の課題である。また、高校においても、三十五人以下学級の実現と私立高校学費の父母負担軽減・公私の教育条件の格差解消は、今日の深刻な教育荒廃を解決するために不可欠であり、国及び政府の責任である。国民は、随教養等による「教育改革」よりも憲法と教育基本法に基づく教育の機会均等とこの実現のために公私ともに教育条件の抜本的改善を望んでいる。そして生徒急減期こそその絶好の機会とも言える。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

学級を直ちになくし、三十五人以下学級を早期に実現すること。

四、急減期の発別助成(公立並みに四十人から三十五人学級を実現するための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成、父母負担を軽減するための授業料一律助成)を中心とする私学助成を大幅に拡充すること。

五、世界の流れとなつていく教育費無償化を目指し、当面高校・大学の授業料を引き下げるなど、教育費の父母負担を軽減すること。

第三七九号 平成五年二月二十五日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅拡充に関する請願
請願者 香川県木田郡牟礼町牟礼一、六七七ノ四〇 矢野修 外九百九十九名

紹介議員 平井 卓志君
受験地獄、登校拒否、中途退学者の激増など、深刻な教育の問題状況がますます広がっている。私たちは、すべての子供に確かな学力と民主的な人格を真に培い得る教育を実現しなければならぬと考える。教育のゆがみを改め、一人一人の子供に行き届いた教育を進めるためには、すべての学校で「三十五人学級」の実施、教育予算の増額、障害児教育の充実など、抜本的改善が必要である。ついては、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、行き届いた教育をするために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下の学級を早期に実現すること。小・中学校で三十五人学級を実現すること。そのために教職員の定数を増やすこと。

二、私学への経常費二分の一助成を早期に達成するとともに、生徒急減期における特別助成を実現すること。

三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担を軽減すること。

四、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

第三八〇号 平成五年二月二十五日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(五通)
請願者 香川県三豊郡詫間町詫間三、九二四ノ四三 山北進 外四千九百九十九名

紹介議員 平井 卓志君
今日、教育問題は重大な社会問題となつていく。受験戦争は教育の荒廃を生み出し、いじめや不登校・中途退学などとなつて現れている。教育費の父母負担の増大は、教育の荒廃に一層の拍車をかけ、「教育地獄」とも言える状況となつていく。このような状況下で、教育界の内外から、子供たちと教師が触れ合いながら子供たちの個性を伸ばし、能力を引き出す教育を求める声が上がつていく。折しも、平成二年から中学卒業生数は減少し始め、十年後にはピーク時の三分の二にまで減少することが明らかになつていく。私たちは、この生徒減少期に、すべての学校で学級定員を三十五人以下にして、一人一人の子供たちに行き届いた教育を実現し、学費の心配を無くして、子供たちが伸びやかに学べる教育環境を築くことができることを願っている。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私立学校への助成金を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に達成すること。

2 生徒急減期に、父母負担を増大させずに教育条件を改善する特別の助成金を設けること。

3 施設設備の新築・増改築に対する助成金を設けること。

4 父母負担を直接軽減するために、すべての生徒に対して授業料に対する補助金を出すこと。

二、行き届いた教育を実現するために、高校では普通科等三十五人・職業科三十人以下、小中学校では三十五人以下学級を早期に実現すること。そのために教職員の定員を増やすこと。

三、教育予算を増額し、高校・大学の授業料の値上げを抑えるなど、教育費の父母負担を軽減すること。

四、希望するすべての障害児に、発達段階に応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三八二号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第三八七号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三八八号)

一、教職員の増員、三十五人学級の早期実現、父母負担軽減、私学助成の抜本的拡充・障害児教育の充実に関する請願(第四〇九号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四一一号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四一二号)

一、私学助成の抜本的拡充に関する請願(第四一三三号)

一、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第四一四号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四一九号)(第四二〇号)

一、私学助成の抜本的拡充に関する請願(第四

(二三号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第四二八号)

一、学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願(第四三〇号)

一、すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願(第四三二号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四三三号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四三五号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成大幅増額、障害児教育の充実、教育費の父母負担軽減に関する請願(第四三七号)

一、私学助成大幅増額・三十五人学級早期実施・行き届いた私学教育に関する請願(第四三八号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四四四号)

一、私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願(第四四五号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第四四六号)

一、学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願(第四四七号)(第四四八号)

一、小・中・高校三十五人以下学級の早期実現及び私学助成の抜本的拡充に関する請願(第四四九号)

一、三十五人以下学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願(第四五〇号)

一、私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願(第四五一号)(第四五二号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒

急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四五三号)

一、行き届いた高校教育に関する請願(第四五四号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四五五号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第四五七号)(第四五八号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四六三号)

一、大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願(第四六五号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願(第四六六号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の早期実現に関する請願(第四六七号)

一、すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願(第四七六号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四八〇号)

一、小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四八二号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第四八三号)

一、教育関係予算における行き届いた教育の実現に関する請願(第四八七号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第四九〇号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第四九六号)

一、私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願(第五〇三号)

一、行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増

額に関する請願(第五〇六号)

第三八二号 平成五年二月二十六日受理
生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 福岡市城南区梅林三ノ二七ノ七 立花健吾 外五千九百九十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第三八七号 平成五年二月二十六日受理
私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願
請願者 長崎県諫早市福田町二七ノ二三 生田清則 外九百九十九名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第三八八号 平成五年二月二十六日受理
生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 北九州市小倉北区原町二ノ六 田中敏男 外千九百九十九名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四〇九号 平成五年二月二十六日受理
教職員の増員、三十五人学級の早期実現、父母負担軽減、私学助成の抜本的拡充、障害児教育の充実に関する請願
請願者 愛媛県松山市北斎院町一、〇八九ノ四 山本佳子 外九百九十九名
紹介議員 野間 越君
この請願の趣旨は、第一七三号と同じである。

第四一一号 平成五年二月二十六日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(三通)

請願者 広島市中区土橋町六ノ二三 原田修治 外九百八十一名
紹介議員 藤田 雄山君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四一二号 平成五年二月二十六日受理
生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願
請願者 福岡県柳川市大字本城町七六ノ七 北原正光 外一万六千六百九十九名
紹介議員 泉 信也君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四一三号 平成五年二月二十六日受理
私学助成の抜本的拡充に関する請願
請願者 千葉県我孫子市天王台三ノ一五ノ二二 吉田順重 外九百九十九名
紹介議員 狩野 安君
本格的な生徒減少期を迎え、私学は深刻な危機に直面している。財政難に陥る学校が出たり、学校の過剰な「生き残り競争」が教育の荒廃につながったりする恐れが十分考えられる。しかし、見方を変えれば、生徒減少期こそ学級定員の削減など、教育諸条件を改善する絶好のチャンスである。すべての子供に行き届いた教育を保障できる教育条件の確立は、子供と親、教職員、私学経営に携わる者の共通の願いである。学級定員の縮小、私学助成の大幅増額、教育費の父母負担の軽減は、今や国民的な要求となっている。いずれの観点に立っても、生徒減少期に際しては、私学助成の抜本的拡充は必須の条件となっている。ついで、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、生徒減少期に際して、私学助成を抜本的に拡充すること。

二、私学に対する経常費二分の一助成を実現すること。

三、私立幼稚園・中学・高校で、父母負担を増やさずに学級定員を削減できるよう補助を増額すること。

四、父母負担を軽減するために、私立高校生・中学生・幼稚園児に対する授業料直接補助を実現すること。

五、老朽校舎の改築など施設・設備を改善するために「施設設備補助」を実現すること。

第四一四号 平成五年二月二十六日受理

私学助成の大幅増額、教育費の父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者

佐賀県佐賀郡大和町大字尼寺一、五五五ノ一四 片山順 外九百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君

学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減など教育条件の改善は今や国民的な要求となつていく。これにこたえることこそ、様々な教育問題の解決の道であり、教育基本法に定められた教育行政の責任である。生徒減少期の今こそ、これらの要求実現の機会であり、また我が国の経済力をもつてすばやくも実現可能である。ついては、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、教育費の父母負担軽減と教育条件の改善のために、私学助成を大幅に増額すること。

1 私学の経常費二分の一助成を早期に達成すること。

2 授業料直接助成を実現すること。

3 生徒急減期特別助成を実現すること。

第四一九号 平成五年三月一日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡県小都市小郡一〇一ノ一ノK ノ一〇二 永野秀記 外三千九百

九十九名
紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二〇号 平成五年三月一日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者

北九州市小倉南区横代東町四ノ一 一ノ五 平野初夫 外千九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四二三号 平成五年三月一日受理

私学助成の抜本的拡充に関する請願

請願者

千葉県流山市加八八三東急ドエル 参ノ一、二〇六 眞鍋茂 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四一三号と同じである。

第四二八号 平成五年三月一日受理

私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

請願者

長崎県大村市玖島一ノ二六ノ一 三 加藤恭子 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四三〇号 平成五年三月一日受理

学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願

請願者

東京都練馬区豊玉中四ノ二ノ二 七 能川昭二 外千名

紹介議員 上田耕一郎君

日本の教育は、公立学校、私立学校の両輪によって支えられ、発展してきた。二十一世紀の新時代を担う子供たちが、心身ともに健やかに成長する

ことは私たちの共通の願いである。しかし、今日の教育問題は重大な社会問題となっており、取り分け教育荒廃、受験競争、教育費の父母負担増は深刻である。学校教育がすべてを解決できるわけではないが、教師と児童・生徒が豊かな関係が結べるよう、学級規模を小さくすることは重要な解決の第一歩である。生徒急減期にある今は、希望するすべての子供たちに高校教育を保障し、また、行き届いた教育を進めるため、学級規模を縮小する好機でもある。公立小・中・高校の三十五人学級の実現、私立学校でも父母負担によらないで学級規模を縮小できる「急減期特別助成」の実現を強く求める。また、年々過重なる教育費負担も、父母・国民にとつて極めて深刻である。教育費の無償化は、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」などからも国際的な潮流となつていく。特に、私学の学費負担は重く、私学助成の抜本的な拡充が求められている。障害を持つすべての子供たちに行き届いた教育を保障することは、子供の生きる力、自立する力を育てる上で重要である。取り分け、身体的にも精神的にも飛躍的な成長を遂げる青年期の指導は大切である。また、学校五日制を進めるためには、立ち後れた障害児の社会教育の抜本的な改善が不可欠である。希望するすべての障害児の義務教育終了後の教育の保障と障害を持つ子供たちに対する地域の教育条件の改善を強く求める。ついては、すべての子供、生徒に行き届いた教育を保障するよう、次の事項について実現を図りたい。

一、小中学校の三十五人学級を直ちに実現すること。

二、一人一人の子供に行き届いた教育を保障するために、教職員の数をもつと増やすこと。

三、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科等三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。

四、私立学校の父母負担の軽減と教育条件を改善するため、私学助成(四十人学級実現のための

生徒急減期特別助成、経常費補助の二分の一達成、授業料助成、施設設備助成)を大幅に拡充すること。

五、高校・大学の授業料の引下げ等、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。また、大学の門戸を広げ、研究・教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。

六、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた義務教育終了後の教育を保障・拡充すること。また、地域における障害児の発達を保障する制度・体制を抜本的に充実させること。当面、指導員の確保・育成、交通手段の確保などを実現すること。

第四三二号 平成五年三月一日受理

すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願

請願者

大阪府八尾市東山本町五ノ九ノ二 九 藤木充 外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第四三三号 平成五年三月一日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者

広島県安芸郡府中町青崎東九ノ九 ノ二〇三 星山晴美 外四千三百四十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四三五号 平成五年三月一日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(八通)

請願者

福岡市東区美和台二ノ二七ノ七 溝田勉 外一万四千五百八十二名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四三七号 平成五年三月一日受理

三十五人以下学級の実現、私学助成大幅増額、障害児教育の充実、教育費の父母負担軽減に関する請願

請願者 岐阜県養老郡上石津町下山二、九七三 伊藤正志 外千名

この請願の趣旨は、第三六四号と同じである。

紹介議員 藤井 孝男君

第四三八号 平成五年三月一日受理

私学助成大幅増額・三十五人学級早期実現・行き届いた私学教育に関する請願

請願者 滋賀県大津市仰木六ノ二七ノ八 飯田千夏 外九百九十九名

紹介議員 河本 英典君

私立学校は、公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育条件を改善して国・公立学校との格差を無くし、父母の学費負担を軽減することは国民の切実な要求となっている。国会においても第八十四回国会、第九十回国会、第九十五回国会と三度にわたって授業料等学費に対する直接補助を含む私学助成についての請願が全会派一致で採択された。しかし、第二次臨時行政調査会の一連の答申に基づく私学助成の抑制削減措置は、私学の学費値上げや教育条件の低下をもたらした。現在、滋賀県私立高校生の初年度納付金は平均四十三万三千四百円で、公立高校生の九万五千三百円に比べ四・五倍と、父母にとっては耐え難いものとなっている。また、三十五人学級の早期実現は、教育荒廃を克服するためにも、国民の願いにこたえて、教育の充実発展を図っていくためにも必要である。今、教育に切実に求められているのは、一人一人の子供が健やかに成長し、十分な基礎学力を身につけていくための条件を拡充し、私立学校における学費の父母負担を軽減することである。ついでには、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、行き届いた教育をするために、高校では四十人以上の学級を無くし、三十五人学級を目指すこと。小中学校では三十五人学級を実現すること。また、教職員定数を増やすこと。

二、私学に対しては、経常費二分の一助成の早期達成など私学助成を拡充するとともに、四十(三十五人学級、学校規模の適正化、縮小に対応できるように急減期特別助成を実施すること。三、高校・大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

第四四四号 平成五年三月二日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町下庄七六一ノ二 武田保男 外千九百九十九名

紹介議員 淵上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四四五号 平成五年三月二日受理

私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願

請願者 奈良県大和郡山崎町一八八ノ八 松本好三 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四四六号 平成五年三月二日受理

私学助成大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県南高来郡口之津町甲三、七〇〇 金子俊市 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四四七号 平成五年三月二日受理

学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚新町二ノ一ノ九 春日孝子 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四四八号 平成五年三月二日受理

学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願

請願者 川崎市中原区中丸子二二九 須田潤一 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第四四九号 平成五年三月二日受理

小・中・高校三十五人以下学級の早期実現及び私学助成の抜本的拡充に関する請願

請願者 北海道苫小牧市澄川町一ノ六ノ一〇 堀内明 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 高崎 裕子君

すべての学校で三十五人以下学級の早期実現、教職員の定数増、私立学校に対する私学助成の抜本的な拡充と生徒急減期特別助成の実施、障害児学校高等部の拡充は、すべての子供に行き届いた教育を進める上で緊急不可欠の課題であり、早急な具体化が望まれる。国民は、憲法と教育基本法が保障する教育の機会均等と行き届いた教育を切実に求めている。この実現のためには、教育条件の改善が必要であり、学齢人口の急減期こそ絶好の機会である。ついでには、次の事項について速やかに実現を図りたい。

ること。

1 私立小中高校及び幼稚園の経常費の二分の一助成実現を目指して大幅増額を図るとともに、授業料・保育料補助を新設・拡充すること。

2 私立高校の学級定員を公立同様に改善し、専任教職員率の向上を図るために「生徒急減特別助成」を実現すること。

3 老朽校舎の改築など施設・設備を充実・改善するために、施設設備費補助を実現すること。

四、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。また、大学の門戸を広げるとともに、教育・研究条件改善のために、教育予算を増やすこと。

五、希望するすべての障害児に発達と障害にに応じた義務教育終了後の教育を保障し、充実させること。

第四五〇号 平成五年三月二日受理

三十五人以下学級、教職員定数改善、私学助成の大幅増額など行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 山形県酒田市亀ヶ崎三ノ一二ノ五 日向真人 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 立木 洋君

非行・いじめ・登校拒否・高校中退など今日の教育問題を真に解決し、どの子にも確かな基礎学力を身に付けさせるなど、一人一人に行き届いた教育を保障するためには、三十五人学級の早期実現、私学助成の大幅増額など、教育諸条件の改善を緊急に行うことが必要である。生徒急減期は学級定員を国際水準に改善することのできる絶好のチャンスである。したがって、この機会に小・中・高等学校はすべて三十五人以下の学級に計画的に実現していく必要がある。私学・幼・小・中・高・大に対する経常費助成は抑制され、教育条件の改善は進まず、学費値上げが一層進行し、父母負担は限界を大きく超えるものとなっている。このよう

な学費・教育条件の公私格差を解消するためには私学助成の抜本的拡充と生徒急減期特別助成の実現を図ることが必要不可欠である。今日、教育困難が一層進む中で、一人一人の児童・生徒に手の届く教育をするためには、教職員定数を抜本的に改善することが必要である。多様な障害を持ち、様々な発達段階にある子供たち一人一人に十分な高等部教育を保障することが必要である。憲法では義務教育は無償と定められているにもかかわらず、小・中学校における徴収金はかなりの額に上り、また、同じく公立高校においても、後援会費などの名目で多額の徴収が行われている。この父母負担を軽減するためには教育予算の大幅増額を図ることが必要である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、すべての学校で三十五人以下学級を早期に実現すること。

二、私学において、学費値上げをせずに行き届いた教育を実現するために、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に実現すること。

2 公立学校並みに学級定員を削減する等の内容を「生徒急減期特別助成」を実現すること。

3 父母負担を軽減するための授業料一律助成を実現すること。

4 施設設備助成を実現すること。

三、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、高校の授業料を引き下げることに、教職員の数をもっと増やすこと。

四、すべての子供に行き届いた教育を保障するために、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。

五、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた後期中等教育を保障・拡充すること。

第四五二号 平成五年三月二日受理
私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願

る請願

請願者 京都市山科区東野中井ノ上町六ノ五八 津田正美 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四五三二号 平成五年三月二日受理
私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉花園町五ノ一五〇一 佐藤みさき 外六十一万九千七百七十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四五三三号 平成五年三月二日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島県三原市幸崎町二、五九一ノ一 池尻奈美 外六十一万九千七百七十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第四五四号 平成五年三月二日受理
行き届いた高校教育に関する請願

請願者 富山市長柄町一ノ一〇一〇 赤尾富夫 外六十一万九千七百七十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

諸外国の高校の学級編制基準は、ごく一部の例外を除いて二十五・三十五人である。「先進国や「経済大国」と言われる日本で、いまだに四十五人学級が続いていることは、重大な問題である。生徒急減期の今こそ諸外国並みの三十五人以下学級に移行する好機である。また、私学助成を大幅に増額し、教育費負担の公私間格差を解消するとともに、すべての高校における父母負担の軽減、障

害児教育の充実を図ることは、憲法・教育基本法が保障する教育の機会均等を実現するために不可欠である。ついで、行き届いた高校教育を保障するため、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、普通科四十人学級・職業科三十五人学級・定時制二十五人学級を即時に実現すること。

二、普通科三十五人学級・職業科三十人学級・定時制二十人学級実現の移行計画を早期に立てること。

三、豊かな教育活動を保障するため、教職員定数を抜本的に改善する新たな定数改善計画を立てること。

四、私学への特別助成制度を確立し、経常費助成を大幅に増額すること。

五、教育予算を大幅に増額し、父母の教育費負担を軽減すること。

六、障害児教育を充実させ、希望するすべての子供に後期中等教育を保障すること。

第四五五号 平成五年三月二日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 高知市桜井町一ノ八ノ二四 滝石明三郎 外六十一万九千七百七十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四五七号 平成五年三月二日受理
私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県諫早市城見町四六ノ三二 梶原邦夫 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四五八号 平成五年三月二日受理
私学助成の大幅増額と三十五人学級の早期実現に関する請願

に關する請願

請願者 群馬県沼田市薄根町四、四八九ノ二 黒田くに江 外二千三百八十二名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四六三三号 平成五年三月二日受理
生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(七通)

請願者 福岡県八女市大字宮野三一四ノ三 山口博隆 外一万三千九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四六五号 平成五年三月二日受理
大学院生の研究・生活条件改善要求等に関する請願

請願者 東京都国立市谷保五、七八一ノ四六 坂口美美子 外三百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

近年、我が国の大学・大学院における教育・研究環境の劣悪さが、各界・各方面から深刻な問題として取りざたされてきた。例えば、科学技術会議諮問第十八号答申は、「我が国の現状を見ると、大学及び国立試験研究機関の施設・設備の老朽化・陳腐化及び研究費、研究支援経費等の研究資金の低減が著しい」とし、大学財政懇談会の「高等教育充実について」の要望は、「このまま推移すれば、日本の大学は長期にわたって培ってきた教育研究上の活力を次第に消耗し、社会の要求する人材の養成や学術研究の展開に支障を来すおそれが大いと言わざるを得ない」とするなど、大学の惨状は限界に達していると言えらる。こうした現状の最大の原因は、文教費の貧弱さにあると言えらる。千九百八十年代以降、我が国の文教予算の一般会計に占める割合は低下の一途をたどり、国立学校

特別会計への一般会計からの繰入率、公立・私立大学経常経費への国庫補助率も著しく低下してきた。こうした状況の下で、今日の大学の教育・研究環境が悪化してきたことは明らかである。また、同じ要因が毎年の学費値上げに拍車をかけ、大学院生の経済的な生活条件を圧迫している。大学院は本来、学術の理論・応用を教授し、基礎的・独創的な研究能力を有する専門家を養成するとともに、学術・文化・科学の発展に寄与するという社会的役割を持つてゐる。こうした役割を十分に發揮するためには、上に挙げた状況が抜本的に改善されなければならない。そのために私たちは、我が国の大学予算を他の先進国並みに大幅に増額し、概算要求基準にとらわれずに予算の増大を図るよう要求している。また、今日の大学の現状を根本的に解決するためには、予算配分の際に特定の大学・研究への重点配分を是正し、全大学の底上げ的な改善を実現し得る配分が必要である。学術研究の重点的推進を長期目標とすることは、特定の国立大や研究機関のみを優先させた整備につながるだけで、大学間格差ひいては研究内容の差別・選別・淘汰(とうた)をもたらしかねないと考ええる。また、予算の重点配分は大学間の予算獲得競争を助長している。その結果、現在急速に進行しつつある大学・大学院改革においても、予算獲得のために各大学は、文部省や大学審議会の推奨する方向で改革案をまとめようとするため、また、性急・拙速して改革案をまとめようとするため、学内の全構成員による民主的討議がおろそかにされ、教育・研究の設備・施設、長期的カリキュラムが十分に整備されないまま改革が実行されるといった例まで生じている。以上のように、大学予算の重点配分は、大学間、研究機関格差を拡大し、差別・選別・淘汰をもたらす、大学院の量的・質的充実と矛盾し、大学自治と学問の自由を脅かす危険性を持つものだという理由から、これを是正し全大学の底上げの改善を図ることが必要であると考ええる。また、奨学金制度の抜本的な拡充も大学院生の研究条件の改善にとっての重要課

題である。先進国並みに給費制を導入するなどの抜本的な措置が講じられなければならない。今後の大学院の充実にはありえないと考ええる。また、給費化の実現と併せて、日本育英会奨学金を中心に貸与枠の大幅拡大、貸与額の増額が切実に求められていることは言うまでもない。高度の学術を修めながらも博士課程修了者の多くが研究職に就けないというオーバー・ドクター問題も深刻である。高度なレベルの学問を修めた研究者が、その成果を正当に社会に還元できないということは、単に本人の問題にとどまらず、社会的財産の損失でもある。近年、学部教育のマス・プロ化は私立大学のみならず、多くの大学で指摘される深刻な問題である。先進諸国の大学教育状況に比しても、教官一人当たりの学生数は過剰である。大学教官を抜本的に増大させ、こうした事態を改善することは、オーバー・ドクター問題だけでなく、日本の大学教育の改善にも大きく貢献するものと思われる。また、それと並行して、日本学術振興会の特別研究員制度の拡充も求められる。現在、政府・文部省は国際交流の名の下に、外国人留学生を二十一世紀までに十万人を受け入れる計画を実施しており、留学生は急増している。しかしながら、留学生を受け入れる体制は決して十分であるとは言えず、留学生は研究・生活上、非常に困難な状況に置かれている。設備・制度その他において、留学生受入体制を真剣に検討する必要がある。特に留学生の大半を占める私費留学生の劣悪な生活・研究条件に対しては、早急な対応が求められている。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 1 国公立大学の授業料・入学金を引き下げ、大学院生の経済的負担を大幅に軽減するため、以下の策を講ずること。
 - (一) 国公立大学の授業料・入学金を引き下げ、学部間格差・地方格差を設けないこと。基準的経費(積算校費)の大幅増額を行うこと。
 - (二) 財政基盤の弱い弱な公立大学に対する国庫補助を増額すること。
 - (三) 私立大学に対して、国会決議の求める経常経費二分の一の国庫補助を実現すること。
- 2 日本育英会奨学事業の抜本的な改善を図り、奨学金の給費化を実現すること。当面は貸与枠を拡大し、奨学金貸与額の大幅増額、免除職の拡大、返済猶予期限の延長を行うこと。
- 3 オーバー・ドクター問題を解決するため、十分な実態調査の上で、大学教員や研究機関の研究員を大幅に拡充すること。
- 4 外国人留学生の受入れに際しては、十分な研究生活環境を整備すること。当面は、私費留学生に対し設定された授業料免除枠の拡大、学習奨励金の支払枠の拡大、住居・研究室の確保、日本語教育や勉学・研究指導を充実させること。

- 第四六六号 平成五年三月二日受理
私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担軽減に関する請願
請願者 東京都足立区梅田二ノ三ノ一一 小川昭男 外四百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
- この事項について実現を図られたい。
- 一、専修学校全体
 - 1 私立専修学校にも経常費助成を実施すること。
 - 2 公教育機関の一環としてふさわしい教育ができるように、「専修学校設置基準」を厳守させるよう指導すること。
 - 3 父母負担の軽減を図るため、授業料一律軽減を実施すること。
- 二、高等課程
- 1 私学助成を拡充し、私立高等学校と同等の助成をすること。
 - 2 公的教育機関として、相当な施設を確保できるように補助すること。
 - 3 通学定期割引率を高等学校と同率にすること。
- 三、専門課程
- 1 日本育英会奨学金の支給額を拡充すること。
 - 2 施設と設備の改善・充実を図るための助成金を増額すること。
- 第四六七号 平成五年三月二日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願
請願者 熊本市桜木三ノ一二ノ二五 松本 由紀子 外九百九十九名
紹介議員 浦田 勝君
- この請願の趣旨は、第二号と同じである。
- 第四七六号 平成五年三月三日受理
すべての障害児に対する豊かな教育の保障に関する請願
請願者 愛知県尾張旭市旭台三ノ一ノ一 小田良平 外千九百九十九名
紹介議員 下村 泰君
- この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。
- 第四八〇号 平成五年三月三日受理

生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 福岡県久留米市津福本町一、四一九ノ一 大城守 外三千九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第四八二号 平成五年三月三日受理
小・中・高校三十五人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 高知市朝倉己七四三ノ七 西崎恭子 外千九百九十九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四八三号 平成五年三月三日受理
私学助成の大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎市横尾五ノ二〇四 安永則子 外七百三十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第四八七号 平成五年三月三日受理
教育関係予算における行き届いた教育の実現に関する請願

請願者 佐賀市巨勢町大字高尾三〇二ノ一 一 池田守男 外百二十名

紹介議員 橋本 敦君

私たちは三十五人以下学級や高校希望者全員入学、私学助成の拡充を始めとする要求を掲げてきた。国会と政府はこの要求をまともに受け止めて、実現のために最大限の努力を行わなければならない。ところが、政府・文部省は平成五年度予算案において、三十五人学級などを見送ったばかりか、「改善計画」により平成十年度までも教育条件

の抜本的改善を行わないことにしている。これでは二十一世紀に向けて劣悪な教育条件を放置することになりかねない。また、政府・文部省は「改善計画」を通じて、学力重視の教育課程の押し付けや差別と選別や権力統制の一層の強化を行おうとしている。子供の命と人格を豊かに保ち、社会や自然に対するしつかりとした認識を育てるためには、現在の教育条件は余りにも劣悪であり、また文部行政による差別と統制の強化が妨げにもなっている。今回の教育関係予算案は国民的な願いに背き、教育に一層の障害さえ持ち込むことになる。ついでには、行き届いた教育を進めるための私たちの要求を正面から受け止めて、法案の修正を含めて、教育条件の抜本的改善を行うよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、今国会における教育関係予算案の審議に当たっては、国会が教職員や父母・国民の声に真摯(しんしん)に耳を傾けるとともに、十分に審議を尽くすこと。
二、教職員標準定数法改正案の審議に当たっては、修正も含めて以下の改善を組み入れること。
1 小中学校においては三十五人学級を、高校においては普通科等の三十五人学級、職業科の三十人学級、定時制の二十人学級を実施するとともに、これに見合う教職員を配置すること。
2 高校希望者は全員入学とし、必要な施設を整備し、教職員を配置すること。高校の差別的「多様化再編」を押し付けるための教職員配置としないこと。
3 教職員定数など
(一) 教職員の各種休暇、病欠通院、出張などが安心して行える出勤率の運営体制確立、免許外担当の完全解消、勤務時間内の授業準備と整理の時間確保など多忙を解消し、行き届いた教育を推進する改善を行うこと。また、妊娠中や病気の教職員への軽減代替、産休・育休にかかわる「引き継ぎ日」保障を行うこと。そのために、教職員定数算出にかかわる「乗数」を抜本的に変えて一律改善を行うこと。
(二) 教頭の複数配置を撤回し、同和加配を取りやめ、専科教員の拡大、「教育困難校」などに充てるなど、教育現場の要望に基づき加配を拡充すること。
(三) ティームティーチングや中学校の選択拡大などの押し付けと結び付けた教職員配置ではなく、各県の自主性や教職員集団の創意と合意を尊重する配置を行うこと。
(四) 栄養職員・図書館専任職員の全校配置、事務職員・養護教員の全校配置と複数配置の拡大を行うこと。
(五) 障害児学校(学級)の学級編制基準の一層の改善、重度・重複障害児への対応の抜本的改善を行うこと。
(六) 複式学級の解消、登校拒否、外国人の子供への対応などのため、積極的に教職員を配置すること。
三、子供を差別・選別し、学校と教職員を統制する行政施策をやめ、教育の自主的発展を保障すること。
1 新学習指導要領の押し付け、教育統制につながる講習や達成度テスト、高校の差別的再編をもたらず「改革」の押し付けは撤回すること。
2 新たな十年(二十年)研修の導入を撤回し、経年研修や初任者研修を廃止するなど、官制研修の押し付けや指定研究の強制、研修に伴う教職員差別や管理統制を行わないこと。
四、急減期特別助成を始めとする私学助成の大幅改善を行うこと。

第四九〇号 平成五年三月三日受理
私学助成の大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

第六部 文教委員会会議録第三号 平成五年三月二十六日【参議院】

請願者 長崎県諫早市栄田町一、一八六ノ一九 鳥巢安則 外八百八十三名

この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。
第四九六号 平成五年三月四日受理
生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 北九州市小倉北区日明一ノ一ノ六 佐々木初子 外三千九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三〇〇号と同じである。

第五〇三号 平成五年三月四日受理
私学助成の大幅増額と三十五人以下学級の早期実現に関する請願

請願者 長崎県下県郡美津島町今里 西山 安治 外百四十九名

紹介議員 松谷蒼一郎君
この請願の趣旨は、第三六六号と同じである。

第五〇六号 平成五年三月四日受理
行き届いた教育の実現と私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 香川県三豊郡詫間町大浜甲八七ノ三 前川幸夫 外二万二千三十三名

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第五〇七号)

一、学級規模の縮小、父母負担の軽減、私学助成の拡充、障害児教育の充実に関する請願(第五一六号)

一、生徒急減期に即応した四十人学級の早期実現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額

現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額

現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額

現と急減期特別助成など私学助成の大幅増額

